



## 第9回委員会年次会合報告書

2002年10月15-18日  
オーストラリア、キャンベラ

第9回年次会合報告書  
2002年10月15－18日  
オーストラリア、キャンベラ

議題項目 1. 開会

*議題項目 1.1. 開会の辞*

1. CCSBT9議長のダリル・クインリバン氏は、会合を開会した。彼は、漁業団体台湾がオブザーバーとして委員会会合に参加していること、また拡大委員会に正式メンバーとして参加することを確認した。議長は、台湾の拡大委員会への参加を祝福した。
2. 会合は、議長が提案した委員会及び拡大委員会会合の運用手続きを了承した。

*議題項目 1.2. 議題の採択*

3. 議題は採択され、別添1に掲載されている。
4. 参加者リストは、別添2に掲載されている。

議題項目 2. 拡大委員会による決議事項の承認

5. 委員会は、第9回委員会会合に対する拡大委員会の決議事項を承認した。それは別添3に掲載されている。

議題項目 3. CCSBT10の議長及び副議長並びに開催場所の選定

6. CCSBT10は、ニュージーランドが主催し、議長を務める。ニュージーランドは、スタン・クロザーズ氏を議長に指名した。
7. 韓国が副議長を務める。

議題項目 4. その他の事項

8. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会議報告書の採択

9. 会合は報告書を採択した。

議題項目 6. 閉会

10. 委員会は、閉会することに合意した。

## 別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第9回委員会年次会合に付属する拡大委員会の報告書(CCSBT/0210/04)

議題  
第 9 回年次会合  
2002 年 10 月 15-18 日  
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会
  - 1.1 歓迎の辞
  - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT10 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会議報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト  
CCSBT  
拡大委員会  
第9回委員会年次会合  
2002年10月15日-18日  
オーストラリア、キャンベラ

議長

ダリル・クウィンリバン 農漁業林業省漁業林業担当部長

科学委員会議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境研究経営コンサルタント

オーストラリア

グレン・ハリー (代表者)	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ポール・ロス	農漁業林業省漁業養殖業国際漁業責任者
メラニー・バックリー	農漁業林業省漁業養殖業国際漁業政策担当官
ジェイ・ヘンダー	農漁業林業省漁業養殖業政策担当官
ジョン・カリッシュ	農漁業林業省農村科学局漁業林業部計画責任者
ジェームス・フィンドレー	農漁業林業省農村科学局漁業海洋科学部上席調査官
アレックス・マックニー	農漁業林業省農村科学局調査官
ドン・ブロムヘッド	農漁業林業省農村科学局調査官
ニコラ・ワッツ	外務貿易省北アジア課日本担当室長
ダグ・トラペット	外務貿易省北アジア課日本担当室上席担当官
ドミニーク・トリンデイド	外務貿易省法務部次官
エマ・カーズレイク	外務貿易省法務局海洋環境法南極課担当官
アンドリュー・マックニー	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席 管理者
アンドリュー・ベント	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業管理官

ケリー・クロスワイト	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
ロレイン・ヒッチ	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
アリス・フィスター	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業管理官
コリーン・クロス	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業管理官
セーラ・マーフィー	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
イングリッド・ホリデー	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
アンディー・ボッツワース	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業部長代理
マーク・ザンカー	法務省国際貿易環境法局次官
グレッグ・マニング	法務省国際貿易環境法局上席法規官
デビット・ウォルター	オーストラリア環境省持続的漁業課課長補佐
アリス・マクドナルド	オーストラリア環境省持続的漁業課評価官補佐
タラ・ヒュイット	オーストラリア環境省野生生物科学管理課上席野生生物官
バリー・ベイカー	オーストラリア環境省野生生物管理課課長補佐
ラッセル・ジャイムス	総理府農村環境部上席顧問
スティーブン・クリバリー	総理府農村環境部次官
ニール・ヒューズ	総理府農村環境部顧問
ジョン・ガン	CSIRO 熱帯及び表層生態系計画上席研究官
グレン・サント	トラフィック・オセアニア管理官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアマグロ漁船船主協会会長
ケイト・バークレイ	シドニー工科大学国際研究科日本研究講師及びコーディネーター
ロビン・パイク	エクリプス島漁業責任者
テリー・ロマロ	オズマリン経営責任者
ヨン・マン・キム	オズマリン
ジョー・パグリスイ	ストル 海産農場上席顧問

日本

中前 明（代表者）	水産庁資源管理部審議官
玉井 哲也	在豪日本大使館参事官
伊藤 嘉章	外務省経済局漁業室室長
増子 絵美	外務省経済局業室
藤田 晋吾	経済産業省貿易経済協力局農水産室室長
前 章裕	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
遠藤 久	水産庁資源管理部国際課課長補佐
田口 一	水産庁増殖推進部漁場資源課係長
西本 祐二	水産庁資源管理部遠洋課係長
和沢 美穂	水産庁資源管理部国際課
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室室長
高 鮮徽	鹿児島大学海洋社会科学部助教授
石川 賢広	日本鯉鮪漁業協同組合連合会特別顧問
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事
浜木 文雄	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事
檜垣 浩輔	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会理事

## ニュージーランド

ウィリアム・エマーソン（代表者）	漁業省上席顧問
エマ・ウォーターハウス	漁業省上席顧問
スタン・クロザース	漁業省課長補佐官
マイク・ライペン	漁業省付国際顧問
トニー・ブラウン	外務貿易省北アジア課課長
アナ・ブロードハースト	外務貿易省上席政策官
アリスター・クロズアイ	外務貿易省政策官
デミトリー・ゲイデルバーグ	在豪ニュージーランド最高弁務官事務所2等書記官
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
トレバー・ハンセン	ツナ・ニュージーランド
チャールズ・ヒュフレット	ソランダー・マリタイム

## 大韓民国

ダック・イル・キム(代表者)	海洋漁業省国際協力局長
ジョン・ゲン・キム	在豪大韓国外交館一等書記官
サン・クウォン・ソー	海洋漁業省国際協力局長付漁業顧問
ダエ・イオン・ムーン	国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部上席研究官
ムン・サン・パーク	韓国遠洋漁業協会国際協力部管理責任者

### オブザーバー

### 漁業団体台湾

ツー・ヨウ・セイ (代表者)	農業行政委員会漁業室室長
ジェイムス・チュー	在豪台北經濟文化交流事務所所長
ホン・イェン・ファン	農業行政委員会漁業室上席研究者
ノア・リン	在豪台北經濟文化交流事務所 3 等書記官
シュイ・カイ・チキ	農業行政委員会漁業室遠洋漁業研究開発センター
シュウ・リン・リン	農業行政委員会漁業室技官
ピーター・チェン	国立台北大学総長
ファン・チン・チャン	国立台北大学法学部助教授
シュー・ファイ・ワン	台湾行政委員会海外漁業開発部調査補佐官
ウエン・ジュン・スウェイ	台湾マグロ協会会長
クアン・ティン・リー	台湾マグロ協会事務員

### 南アフリカ

ホロスト・クレンシムット	環境観光省海洋沿岸管理局次長
マーセル・クロイス	環境観光省海洋沿岸管理局局長補佐

### インドネシア

アジ・サラソ	海洋漁業省漁業局局長補佐
--------	--------------

## CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド

金子 守男

ボブ・ケネディー

コズエ・ローガム

事務局長

事務局次長

データベース管理者

事務担当

## 通訳

馬場 佐英美

小池 久美

ユキ・サエグ



## 第9回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2002年10月15-18日  
オーストラリア、キャンベラ

**第9回委員会年次会合に付随する拡大委員会報告書**  
**2002年10月15日-18日**  
**オーストラリア、キャンベラ**

**議題項目 1. 開会**

**議題項目 1.1. 第1回拡大委員会会合議長及び副議長の選出**

1. CCSBT9の議長及び副議長（オーストラリアのダリル・クインリバン氏及びニュージーランドのスタン・クロザー氏）が、拡大委員会会合の議長と副議長に選出された。

**議題項目 1.2. 漁業団体台湾の入会**

2. 議長より2002年8月30日付けで漁業団体台湾が拡大委員会のメンバーとなったことが発表された。拡大委員会は漁業団体台湾を正式に歓迎した。
3. 漁業団体台湾は拡大委員会への入会に当たり、挨拶を行なった。内容は別紙1の通りである。
4. すべてのメンバーが漁業団体台湾の入会を歓迎した。

**議題項目 1.3. 議題の採択**

5. 日本は、日本代表団の団長が遅れて到着することから、議題の順序を修正する要請をした。拡大委員会はそれに同意したが、オーストラリアとニュージーランドはTAC及びTISなどの重要な課題を議論するために、できる限り多くの時間を確保すべきであることに留意した。議題は別紙2の通り採択された。
6. 会合の参加者リストは別紙3の通りである。
7. 会合に提出された文書リストは別紙4の通りである。

**議題項目 1.4. オープニング・ステートメント**

**議題項目 1.4.1. メンバー**

8. 拡大委員会の各メンバーのオープニング・ステートメントは別紙5の通りである。拡大委員会のメンバーはそれぞれのオープニング・ステートメントの中で、会合で審議すべき優先事項を特定した。

**議題項目 1.4.2. その他の国及び地域**

9. 南アフリカとインドネシアがオープニング・ステートメントを行なった。南アフリカの発言は別紙6の通り。

**議題項目 2. 事務局からの報告**

10. 事務局からの報告は文書CCSBT-EC/0210/04として提出された。
11. 参加者は報告書を受領した。報告の内容に対するコメントはなかったが、報告書の中で

言及されている多くの事項に関して、しかるべき議題の下で実質的な議論をする必要があることが留意された。

### **議題項目 3. 財政運営委員会からの報告**

#### **3.1. 2002 年修正予算の採択**

12. 事務局長のブライアン・マクドナルド氏から 2002 年修正予算案を示した文書 CCSBT-EC/0210/05 が発表された。
13. 拡大委員会は財政運営委員会の報告書に含まれている 2002 年修正予算を採択した。財政運営委員会の報告書は別紙 7 の通りである。

#### **3.2 2003 年予算の採択**

14. 事務局長は 2003 年予算案として文書 CCSBT-EC/0210/06 を発表した。
15. 拡大委員会は財政運営委員会の報告書に含まれている 2003 年予算を承認した。財政運営委員会の報告書は別紙 7 の通りである。
16. 拡大委員会は表層標識放流計画の経費を承認したが、2002 年 12 月までに資金を確保する点について、日本国内の予算の状況に留意した。しかしながら、同計画は予定通り開始するべきであると合意された。
17. ニュージーランド及び漁業団体台湾から提案された漁獲割当量を基準にして標識放流計画の経費を負担する案に関しては、コンセンサスが得られなかった。拡大委員会は、2003 年に関しては一般会計の資金負担算定方式を適用し、拡大委員会による将来の科学的活動に関する資金負担のガイドラインを設定するためのレビューを来年の会合の前に行なうべきであると合意した。

#### **3.3. その他の事項**

18. その他の事項に関する討議はなかった。

### **議題項目 4. 非加盟国との関係**

19. 条約に基づいて「協力的非加盟国」のステータスを規定する決議案が準備された。この件については、閉会期間中に可能な限り早期に決着することで合意された。

#### **4.1. インドネシア**

20. インドネシアはミナマグロの保存管理に貢献し、また IUU 漁業に反対する行動を取ることを望んでいる旨を表明した。インドネシアは CCSBT の協力的非加盟国となる意思があり、将来のいずれかの時点において正式なメンバーになることを望むと述べた。
21. 拡大委員会のメンバーはインドネシア沖のミナマグロの産卵場の重要性に留意し、インドネシアが拡大委員会と協力する必要性を強調した。拡大委員会のメンバーは、インドネシアが可能な限り早期に CCSBT の正式なメンバーになることを望む旨を表明した。
22. インドネシアを協力的非加盟国として受け入れる前に、拡大委員会は「協力的非加盟国」

のステータスを確立してからインドネシアにその要請をする必要性が留意された。拡大委員会は、産卵場の管理を適切に行なうための妥当な科学情報と漁獲努力量のデータを入手するために、インドネシアとどのようにして作業を行なうべきかについて検討する必要がある。

#### 4.2. 南アフリカ

23. 南アフリカは条約への加盟申請の基盤として、オープニング・ステートメント（別紙6）の主要な点を要約した。
24. 拡大委員会は南アフリカ共和国が条約に加盟することに関心を寄せていることを歓迎し、同国がいずれ正式メンバーになることが望ましいとした。しかしながら拡大委員会は、漁獲量の配分は別の問題として南アフリカと討議する必要があることに留意した。
25. 拡大委員会は、現時点で、南アフリカ共和国の加盟申請に対応するための基礎となる条件に合意することができなかった。協力的非加盟国に関する決議が、拡大委員会と南アフリカ共和国の今後の折衝の基礎になることが留意され、決議が有効となった時点で南アフリカ共和国に対して更なる情報を提供することにした。

#### 4.3. その他

26. 日本は貿易情報スキームのデータ及びその他の情報源から特定された IUU 漁船のリストを文書 CCSBT-EC/0210/23 として提示した。日本は、ICCAT で採択された IUU 漁船対策と同様の決議に、本会合が合意することを求めた。ICCAT の決議は文書 CCSBT-EC/0210/WP02 として回章され、日本が用意した決議案が CCSBT-EC/0210/WP4 として回章された。メンバーはこの件に関しては閉会期間中に作業を進めることで合意した。

### 議題項目 5. 行動計画

#### 5.1. 特定された国の報告

27. 拡大委員会は、拡大委員会の保存及び管理目標を損なうことにつながる操業及び漁業活動を抑止する行動計画の役割に留意した。
28. 拡大委員会のメンバーは、ベイリーズ、ホンデュラス、カンボジア、赤道ギニアに対して、行動計画に則って更なる措置を取ることを検討した。これらの国々に対して現時点で措置を取ることの妥当性に関して、次の点を含む懸念が表明された。
  - WTO との整合性。つまり、これら四カ国以外の国々に対するアプローチとの一貫性。
  - CCSBT で国別配分の合意がない状況で措置を取ることに困難があるかもしれないこと。
  - 回答がないことが即ち協力する意思がないことを意味するかどうか
  - ミナミマグロの輸出が中断していることが TIS データに反映されていること
29. 以上の理由から、拡大委員会の一部のメンバーは現段階で貿易制限措置を実施することに踏み切れないとしたが、日本は将来においてこれらの四カ国からの輸入が再開した時点で取るべき措置を準備することを提案した。この案件は CCSBT10 で再度見直すことになった。しかしながらベイリーズに対しては、行動計画の第2段階に掲載され、ホンデュラス、カンボジア、赤道ギニアと同格になった旨を通知することが合意された。この決定を有効にする拡大委員会の決議は別紙8の通りである。

30. インドネシアに関しては、協力的非加盟国のステータスの確立を通じて同国の協力を強化するためのメカニズムが検討されていることが留意されたが、同国の協力については将来において再度見直すこととした。

## 5.2. その他

31. 日本から特定された IUU 漁船がフィリピン及びセイシエルの便宜置籍船として活動をしていると考えられる情報が提出され、拡大委員会はそれを検討した。日本は、事務局がこれら二カ国に対して、行動計画に準じてこれらを特定する書簡を送付することを提案した。フィリピンは、同国の漁獲データと TIS データを提供しており、まもなくこれらの船の登録を取り消す予定であることを事務局に通知してきている。セイシエルも 2 隻の当該漁船に関する TIS データを提供している。
32. 会合は、事務局長からフィリピンに対して、拡大委員会に通知があった 2 隻の登録が予定通り取り消されたことの確認を求める書簡を出すことに合意した。
33. 会合は、2000 年の行動計画の第 2 段落に準じてセイシエルを特定し、事務局長から同国に対して、同国のミナマグロ漁業への関与について問い合わせる書簡を出すことに合意した。また書簡の中で、同国の回答が行動計画に基づいた対応を検討する上で考慮されることを示すこととした。

## 議題項目 6. ミナマグロ漁業のレビュー

34. 拡大委員会の各メンバーのミナマグロ漁業に関する報告は別紙 9 の通りである。拡大委員会の規則に従って、拡大委員会のメンバーは、これらの報告に関連する個別事項に対して質問をした。
35. これらの質問に対して、拡大委員会のメンバー及びオブザーバーは以下の点について明確にした。
- ・ オーストラリアは、委員会に提出している漁獲データにまき網の操業と曳行による死亡量が含まれていると報告した。またいくつかの州政府との間で、遊漁に関する総合的な調査を行なっている最中であると報告した。
  - ・ 漁業団体台湾は、小型船による産卵場での操業は許可されておらず、またこれまでに小型船の TIS の証明書を発給していないと述べた。
  - ・ 日本は、2001 年漁期に自主規制の漁獲枠を超えた理由を説明し、責任ある対処として翌漁期に超過した分 (226 トン) を漁獲枠から差し引く意向を示した。日本は過剰漁獲の原因となった問題を是正するために、漁獲量を異なる角度からチェックする修正措置を実施しているところである。
  - ・ 韓国は、同国の国別配分を下回る 735 トンの漁獲量については、ミナマグロを対象とする漁船の内の数隻が、経済的な理由により太平洋で他の魚種を対象として操業したことが原因であったと説明した。ミナマグロを対象とする漁船の総数は 16 隻で、国内の業界が自主的に管理していることから、少数の船が同国のミナマグロの総漁獲量に影響を与えうる状況である。また韓国は、2001 年の数字が原魚重量ではなく製品重量であると報告した。

- ・ 文書 CCSBT-EC/0210/14 の表 3 で、韓国の 2001 年の漁獲量と同年の TIS 輸出情報に差異があることについて、韓国は現在事務局と話し合っていると述べた。この件に関して事務局は、製品重量による報告及び漁獲と輸出のタイミングの問題が関連しているとした。
  - ・ ニュージーランドは 2001/2002 年漁期の過剰漁獲分 32 トンは、2003/2004 年漁期に調整するとした。
  - ・ インドネシアは、拡大委員会に同国の規制はマグロ全般に関するものであり、EEZ 内での操業に関して、以下の 3 つのカテゴリーに分類された新たな登録制度を導入したことを報告した。
    - (1) 合弁船（インドネシア所属）
    - (2) 分割払いによる購入（インドネシア籍に移行中）
    - (3) 許可船（外国の所属）
36. オーストラリアは日本の過剰漁獲分は 2003 年にすべて返還しなければならないとした。
37. ニュージーランドは拡大委員会が将来において標準化された漁獲報告制度を検討することを示唆した。

#### **議題項目 7. CCSBT 科学プロセスのレビュー—SAG/SC の独立議長及び諮問パネル**

38. 科学委員会の独立議長であるアンドリュー・ペニー氏は、科学プロセス及び CCSBT の科学的な進展において、諮問パネルが存在することの意義についてコメントした。また同氏は、CCSBT が管理手続きの開発及び管理手続きと資源評価のプロセスに用いるのに適した CPUE の開発において重大な段階に差し掛かっており、この作業において諮問パネルからのインプットが重要であることに留意した。この作業は 2004 年 3 月に完成する予定である。
39. ペニー氏は自身及び科学委員会の見解として、諮問パネルの任期を延長するべきであり、また現在のパネルは必要とされる見識を有しており、拡大委員会のメンバーとも協調して作業に取り組んでいると述べた。
40. 拡大委員会のメンバーは諮問パネルによる作業に感謝を示し、現在活動中のメンバー（ヒルボーン博士、パルマ博士、イアネリ博士、ポープ教授）を更に 2 年間に渡りパネルのメンバーとして再度任命することに合意した。この期間は、管理手続きの開発作業の完了と一致する。諮問パネルの任期は、2004 年の CCSBT11 で再度検討する。
41. 漁業団体台湾が科学委員会及び SAG の独立議長の再選に関わるプロセスについて明確化を求めたことに対して、事務局は独立議長の任命に関しては特に規定がない事に留意する回答をした。
42. また拡大委員会のメンバーは、現在の SAG の独立議長（アナラ博士）及び SC の独立議長（ペニー氏）を再選した。
43. SAG の議長と諮問パネルの任期を延長するに当たって、韓国は SAG の討議はついていくのが困難で、議論に全面的に参加できるのはごく一部の者に限られているとして懸念を表明した。またこのことは拡大委員会の他のメンバーが SAG の会合に貢献できないことを意味していると述べた。韓国は SAG の会合が全てのメンバーのためのものであり、内容を理解している専門家の意見交換の場に留まるべきではないことを強調した。

韓国は SAG 及び SC の議長が、発表にパワーポイントを使用するなどハード面も含めて、それぞれの会合の運営方法を改善することを強く提案した。

44. 議長は、SAG と拡大科学委員会が次回の会合において理解をよりよくする方法について検討することを提案した。
45. 日本は高度に技術的な討議が必要であり、SAG 及び SC の議長は参加者が討議の流れを把握できるように頻りに内容を要約して伝えていることを指摘した。日本は近年の SAG 及び SC の運営に満足しているとした。

## **議題項目 8. 科学委員会からの報告**

46. 科学委員会議長のペニー氏より、第 7 回科学委員会の詳細な報告がなされた。その内容は別紙 10 の通りである。以下の記録は、同氏の報告及び引き続いて交わされた質疑応答の中で、特に重要な項目のみを抜粋したものである。

### **8.1. ミナミマグロの資源状況**

47. ペニー氏より、SAG は閉会期間中に 7 項目の漁業指標を見直し、その結果 2001 年から 2002 年にかけてミナミマグロ漁業に大きな変化はなかったと結論付け、またメンバーは 2002 年にモデルに基づく全面的な資源評価を行なう必要がないことを決定したと報告した。
48. また拡大科学委員会も、2001 年に委員会に対して勧告したミナミマグロの資源状況に関する見解を変更する理由はないとした。ペニー氏は 2000 年の漁獲水準である 155,000 トンは再生産による現在の資源補充水準に近いと見なされ、この漁獲水準においては資源はそれぞれ 50% の確率で増加あるいは減少すると考えられる点を特に強調した。

### **8.2. 科学調査計画**

49. ペニー氏は、一般的な観察として、科学調査計画の全ての側面で有益な進展があったと述べた。しかしながら表層標識放流計画は、今年の配備目標を達成できなかった。

#### **8.2.1 ミナミマグロ漁獲量の評価**

50. ペニー氏は拡大委員会が各メンバーのデータ収集制度で欠落している項目のリストを検討し、可能な範囲で改善を行なうべくいくつかの勧告をまとめたと報告した。

#### **8.2.2 CPUE の解釈及び解析**

51. ペニー氏は CPUE モデリング・グループが行なっている、合意された CPUE 指標の開発に関する進捗状況を報告した。同氏はこのグループの作業は今後も継続され、2009 年までに管理手続きに使用する単一の頑健な CPUE 指標に合意するべきであると述べた。
52. 科学者達は、管理手続きの作業を完成させる期限を守るよう促された。

#### **8.2.3 科学オブザーバー計画の基準及びメンバーの遵守状況のレビュー**

53. ペニー氏は、オブザーバー規範の草案がまとめられた過程の概要を説明した。また同氏は、規範に関する拡大委員会の議論を盛り込んだ修正案が事務局より回章されており、

各メンバーはそれに対するコメントを2002年11月末までに提供することになっていることに留意した。

#### 8.2.4. ミナミマグロ標識放流計画

54. ペニー氏は標識放流計画の主たる目標は、多数の若齢魚に標識を付けて漁獲死亡率を推定することであると説明した。同氏は表層漁業の標識放流計画はいくつかの理由により目標を達成できなかったことに留意して、問題に対処するオプションの概要を示した。
55. ペニー氏は、拡大委員会のメンバーと事務局によって標識回収の制度が設定されたと述べた。標識回収のプロセスは、事務局、拡大委員会のメンバー、更にこの漁業に関与している非加盟国の定期的なコミュニケーションによって支えられることが重要である。特に各メンバーが自国の漁船と効果的な意思の疎通を図って、標識の付いた魚の漁獲を報告するように努めることが肝要である。
56. ペニー氏は漁獲死亡率の精度を推定する上で、標識の報告率に関するデータが必要不可欠であると説明した。
57. 標識の推定報告率の精度は、標識放流された魚の数とオブザーバーによるカバー率の関係が密接に関係していることが強調された。ニュージーランドは同計画の有効性を確保するために、標識放流する割合またはオブザーバーがカバー水準のどちらかを引き上げることを検討する必要があることに留意した。

#### 8.2.5. 直接年齢査定マニュアル

58. ペニー氏は2002年6月に開催された直接年齢査定ワークショップが成功したことを報告した。同氏は同ワークショップの終了時において、拡大委員会のメンバーが一貫性を持って年齢査定を行なうことが可能になったこと、年齢査定のマニュアルの最終版が完成し、まもなく合意される予定であることに留意した。

#### 8.2.6. SRP のその他の構成要素

59. 拡大委員会のメンバーは次の事項を含むSRPの他の構成要素に関して進展を見ていることが報告された：加入量監視計画、親魚資源量に関する指標の開発、生息域の定義付けのための漁業海洋学研究。

### 8.3. 管理手続き

60. ペニー氏は管理手続きの作業は順調に進んでおり、予定通り2004年3月に完成することになると報告した。その作業内容は大変に洗練されており、国際的にも最高水準のものである。ペニー氏は諮問パネル及びコンサルタントのヴィヴィアン・ヘイスト女史の貢献は大変貴重であると述べた。
61. メンバーは管理手続きに関する作業を支持すると同時に、期限通りに完成することを強く望んでいることを表明した。
62. 妥当な管理手続きを開発する上で、業界の参加が不可欠であることが認識された。会合は各メンバーが自国の業界と協議を持つことに加えて、業界が第2回及び第3回管理手続きワークショップ並びにその他の関連会合においても参加するべきであることに合意した。

63. オーストラリアは、管理戦略が現在のメンバーのミナミマグロ漁業の実態を反映する必要があることに留意した。

#### 8.4 インドネシアの漁獲量監視

64. 提案されているインドネシアにおける漁獲量監視のプロセスを見直すワークショップを開催することが合意された。
65. オーストラリアはインドネシアの漁獲量監視のシステムを見直すことは支持するが、しかしそれを実施するのであれば TIS のレビューも実施しなければならないと述べた。オーストラリアは TIS が不正確なものであり、漁獲に関して誤った印象を作り出していると考えている。オーストラリアは TIS が漁獲証明制度 (CDS) に移行すること、また日本による漁獲の水揚げデータが TIS に提供されることを望んでいる。
66. 日本は、レビューの焦点をインドネシアによるミナミマグロの漁獲の推定に使用されている方法に絞るべきであるという見解を表明した。
67. 拡大委員会はインドネシアの漁獲監視システムに関する付託事項に合意した。合意された付託事項は別紙 11 の通りである。
68. 会合は、科学委員会の議長がインドネシア漁獲監視レビュー・ワークショップの議長を務めることに合意した。

#### 8.5 その他の事項

69. 会合はペニー氏の第 7 回科学委員会の報告で提示された以下の勧告に合意した。
- ・ 将来の科学委員会の討議時間として、予算が許す限り、まる 4 日間確保されるべきである。
  - ・ 将来の資源評価グループの会合は、予算が許す限り、まる 5 日間与えられるべきであり、全面的な資源評価が必要な年においては特にそうするべきである。
  - ・ 2003 年の科学委員会の作業計画として、オプション A が受け入れられた。
70. 会合は 2003 年の科学委員会の作業計画としてオプション A を受け入れることで、2003 年の漁業指標解析を実施するために交換するべきデータとして、SC 7 で特定されたものを事務局が提出することに合意することを確認した。
71. 会合は以下の報告書を採択した：
- ・ 第 7 回科学委員会会合 (別紙 10)
  - ・ CPUE モデリング・ワークショップ (別紙 12)
  - ・ 第 1 回管理手続きワークショップ (別紙 13)
  - ・ 直接年齢査定ワークショップ報告書 (別紙 14)。但しメンバーによる耳石の年齢査定に関する作業が完了し、CCSBT9 の別紙 E として添付されることを条件とする。

## **議題項目 9. CCSBT 中央データベース及び守秘義務**

72. 会合は別紙 15 に示される事務局のデータ保護方針の改正に合意した。
73. 会合は CCSBT 中央データベースの守秘義務方針案について討議し、別紙 16 に示される改正に合意した。

## **議題項目 10. 総漁獲可能量及びその配分**

### **10.1. 総漁獲可能量**

74. 拡大委員会のメンバーは総漁獲可能量及びその配分に関するそれぞれの立場の概要を発表した。
75. オーストラリアは TAC を増加する正当性はないとした。そして各メンバーが責任ある対応として、既存の国別配分の水準を維持することを提案した。オーストラリアは自国の漁獲を枠内に抑制できている一方で、他の国が枠を超えた漁獲になっていることに懸念を有している。オーストラリアは自国の遊漁者による漁獲の問題に留意し、その管理をしていく上でどのような結果を得たかを、CCSBT10 で報告できることを期待しているとした。しかし当面は今年発生した枠の未消化分により、遊漁による漁獲を全てカバーすることができるとした。
76. 漁業団体台湾は委員会が近年において TAC に関するコンセンサスに達していないことについてコメントした。漁業団体台湾は TAC に合意することから始まり、拡大委員会のメンバー間で余剰があった場合も含めて、6 つの段階から成る国別配分の方法を披露した。
77. 日本は TAC を設定するに当たって、科学委員会の勧告と共に社会経済的な要素も考慮するべきであると考えているとした。日本はグローバル TAC を固定するために 2001 年の漁獲水準を使用し、国別配分については昨年と同様のやり方で協議することを提案した。更に日本は、グローバル TAC が増加しない場合でも、拡大委員会のメンバーでない国々のメンバーシップの関係でグローバル TAC に余剰が生じることから、それを拡大委員会のメンバーの間で配分することが可能であり、また一方で拡大委員会によるインドネシアのミナマグロの漁獲に関する監視計画のレビューの結果に基づいて、メンバーへの配分に関して更なる調整を要請する権利を留保するという考えを示した。
78. TAC の意味に関して、韓国は拡大委員会のメンバーがそれを再定義する必要があると述べた。韓国の考えでは、それは科学委員会が委員会に勧告するグローバルな漁獲水準であるべきであるとした。韓国は、委員会の目標が 2020 年までに 1980 年の資源水準を確保するという事に留意し、拡大委員会のメンバーがこの目標を維持することに合意するのであれば、韓国もそれを尊重すると述べた。TAC の具体的な水準に関しては、韓国は、科学委員会が勧告する現状の置換漁獲量レベルを尊重するが、しかしこの勧告の解釈については更なる議論を行なう必要があるのではないかと述べた。国別配分に関しては、韓国が委員会に加盟した時点の存在したメンバー間の配分比率であるべきであるとした。
79. ニュージーランドは条約の権利（アクセス）と義務（保存と管理）を受け入れていると述べた。また条約は、TAC の設定を科学委員会の勧告に基づき、更に委員会の管理及び保存の目標と整合性のある形で行なうことを規定していることに留意した。SC 6 は 2020 年までに 1980 年の親魚資源量の水準を回復する委員会の目標を達成するためには、

漁獲量を大幅に削減する必要があることに留意している。ニュージーランドは委員会がこれらの目標を達成するためには漁獲量を減らす必要があると結論付けた。しかし一方でニュージーランドは、SRP 及び管理手続きの開発及び実施面で前進が見られることに留意した。これらが最終化されるまでは、ニュージーランドは漁獲量を以前に合意された水準で維持することに合意できるとした。またニュージーランドは、将来において科学的なアドバイスが TAC の増加を支持した場合の配分メカニズムについては既に合意がなされていることに留意した。

80. 議長は、メンバーが誠意ある態度で多くの議論を行なったことに留意した。しかし遺憾なことに合意は見られなかった。議長はメンバーに対して、TAC と国別配分の問題を閉会期間中に解決することを奨励した。

## 10.2 国別配分

81. 国別配分に関する追加の議論はなかった。

### 議題項目 11. 貿易情報スキーム

82. 事務局長は事務局が準備した CCSBT 貿易情報スキームのレビューを紹介し、会議文書 CCSBT-EC/0210/14 を提出した。

83. 拡大委員会のメンバーはこの文書に基づいて、以下の勧告に合意した。

- ・ 勧告 1 (TIS 文書の最低基準) は合意されたが、拡大委員会は最低基準に含まれる不可欠な情報を規定するために、またそのような最低基準を提供するに当たって発生し得る問題点を検討するために更なる議論を要することに留意した。
- ・ 勧告 2 (輸出入業者に関するプロセスの改善) は、この勧告の第 3 点目に非加盟国への輸出を含めるという条件で合意された。
- ・ 勧告 3 (TIS 文書の調整) は、勧告に含まれるオプション B の方がオプション A よりも望ましいとして採択された。
- ・ 勧告 4 (事務局の報告期間の延長) は合意されたが、報告期日を 5 月 1 日から 6 月 1 日に、また 11 月 1 日から 12 月 1 日に変更した。
- ・ 勧告 5 (機密性の理由による報告書の付属書 2 の様式変更)。付属書 2 は変更せず、事務局は、付属書 2 に則って報告することで合意された。
- ・ 勧告 6 (インドネシア漁獲監視レビューでインドネシアからの TIS データの精度に影響を与えている問題を検討する) は合意された。インドネシア漁獲監視レビューの付託事項はこの要件を盛り込むために既に修正されている。
- ・ 勧告 7 (韓国の漁獲量と TIS データの更なる比較) は、閉会期間中に事務局と韓国の間で話し合いを進めることとする。

84. オーストラリアとニュージーランドは、レビューの中で言及されている TIS の重大な弱点、即ちそれが貿易のみを対象とする制度であり、日本の全漁獲量を含めて CCSBT のメンバーに輸出されない漁獲は記録されないという点に関して懸念を表明した。オーストラリア、ニュージーランド及び韓国は CCSBT が CCAMLR で使用されているような

統計証明制度に移行するべきであるとの見解を示した。

85. ニュージーランドは事務局の作業として、地域漁業管理機関が採用している代替の貿易及び漁獲情報制度を文書化することを推奨した。ニュージーランドはこの作業をインドネシア漁獲監視ワークショップの前に完成させることを提案した。
86. 日本は、TIS そもその目的が非加盟国による漁獲をよりよく把握することであり、メンバーの漁獲量は、既に拡大委員会に報告されていることを指摘した。その主旨において、TIS は目的に沿って的確に構築されている。日本の見解では、現行の貿易情報スキームが始まってまだ2年しか経過しておらず、それをできる限り改良するべきであるとされた。日本はもしCCSBTがTISのレビューを望むなら、まずはマグロ類を管理しているICCATやIOTCといった他の地域漁業管理機関の例をレビューの対象にするべきであると指摘した。
87. 拡大委員会は上述の案件については委員会及び拡大委員会の会合CCSBT10で更に討議することに合意した。

#### **議題項目 12. 生態学的関連種作業部会の活動報告**

88. 拡大委員会は生態学的関連種作業部会(ERSWG)の将来の会合アレンジメントを改善するために、運営上の慣行について討議した。参加者は特に会合の頻度、作業量、文書が遅れて提出されることについてコメントした。
89. これらの案件に対応する上でERSWGの付託事項を修正する必要はないことが合意された。それよりも作業部会の業務をよりよく管理し、同作業部会の作業が委員会の目的に照らして、更に貢献するように解決につながるとした。日本は特に捕食生物と餌生物の研究を促進することで、それらの種とミナミマグロ漁業の影響を受ける種に関する作業の間でよりよいバランスを達成するべきであると強調した。オーストラリアとニュージーランドは、データ収集のプロセスにより注意を向けるべきであるとされた。これらの案件をどのようにして前進させるかを検討するために小グループが設立された。同グループは以下のことに合意した。
  - ・ 第4回ERSWGの報告書(CCSBT-EC/0210/Rep07)の別紙9に示される第5回ERS作業部会の議題案を承認する。
  - ・ メンバーは作業部会に提出する文書の要約を国別報告書に含める。
  - ・ 閉会期間中にメンバーと事務局の間で、作業部会の業務を管理する最良の方法と、文書及び報告書の準備・交換に関するアレンジメントについて協議を行なう。
90. 拡大委員会は小グループの結論を承認した。
91. 拡大委員会はサメと海鳥に関するパンフレットの案を2002年に最終化することの重要性に留意し、拡大委員会のメンバー全員がその期間内に作業を完成させることに向けて努力することを要請した。
92. 日本は、トリ・ラインの設置に関するガイドラインの修正勧告を検討することを会合に求めた。オーストラリアとニュージーランドは、ガイドラインが規範的なものでないことを前提として、この有益な追加修正項目に合意した。ガイドラインは小型の延縄船には適さない可能性が留意された。拡大委員会の新しいメンバーとして韓国と漁業団体台

湾は今会合中に決定を下すことに懸念を示し、このガイドラインを更に検討し国内で協議するための猶予を要請した。

93. 拡大委員会は、その会合の頻度について討議し、これまでの会合間の期間は作業部会の業務を効果的に管理するのに反しているとした。次回の会合は来年開催することとし、経費を節約するために他の会合と連続させることが合意された。ニュージーランドは、経費を最小限に抑えるために、委員会が、一般的な原則として、可能な限り会合を連続させることを提案した。事務局は、これを達成するための最良の方法について、後日報告するよう指示された。
94. 会合は、第4回生態学的関連種作業部会の報告書（別紙17）を採択した。

### **議題項目 13. 調査死亡量枠（RMA）及び科学調査計画（SRP）による死亡量**

#### **13.1. 2001年及び2002年におけるRMA及びSRPによる死亡量に関するメンバーからの報告**

95. 2001/2002年におけるRMA及びSRPによる死亡量は、文書CCSBT-EC/0210/16に示されている通りであることが留意された。
96. オーストラリアは、東岸における試験的標識放流で生じた死亡量分が売却され、その売上はCCSBTに提供されたことに留意した。オーストラリアは、2003年も同様の処理をする予定であると報告した。

#### **13.2. 2002年及び2003年のRMA及びSRPによる死亡量に関するメンバーからの通知**

97. 日本は既に計画されている調査において、総計6.5トンのRMAと、西インド洋における試験的標識放流計画のSRP死亡量枠として更に10トンを求めると述べた。
98. オーストラリアは2003年の東岸における標識放流のために約15トンのSRP死亡量枠を要することが予想されると述べた。
99. ニュージーランドは、2003年の6月から8月にかけて標識放流をすることが可能な場合には、SRPの死亡量枠として2.5トンを必要とすると述べた。
100. 会合は、日本のRMA6.5トンに合意した。また会合は、総計40トンのSRPの死亡量枠に合意し、これには西部及び南部オーストラリアにおけるCCSBTの表層標識放流計画及び上述の標識放流計画が含まれるとした。
101. RMA及びSRPで承認された死亡量から生じる売上金の使途について議論がなされた。オーストラリアとニュージーランドは、それらの売上金はCCSBTに供されるべきであるとの考えを示した。ニュージーランドは拡大委員会がそのことを反映した原則を採択することを提案した。しかし日本は国内規則により、そのようなアレンジメントに従うことはできないと述べた。

### **議題項目 14 2003年の作業計画**

102. 拡大委員会は、別紙18に示される2003年の作業計画及び別紙19にある2003年の会合日程に合意した。

103. 拡大委員会は、2003年のSAG会合の期間を5日間とすることで合意した。
104. 事務局は、拡大委員会のメンバーと話し合い、妥当な場合は、会合を連続して開催することも含めて正確な会合の日程を調整するよう促された。

#### **議題項目 15. その他の組織との作業**

##### **15.1. インド洋マグロ類委員会 (IOTC) 年次会合**

105. 拡大委員会は事務局長からの報告に留意した。
106. 拡大委員会はIOTCとの直接的な連絡を維持することの重要性に留意した。事務局長は拡大委員会のメンバーと協議し、またCCSBTの関心事項に関連のある議題を考慮しつつ、IOTCの会合に出席するべきかどうかの判断を下すべきである。事務局長からIOTCに対して、漁業団体台湾が拡大委員会に入会し、CCSBTに関与していることを通知する書簡を出すことが合意された。

##### **15.2. 地域漁業機関の会合**

107. 拡大委員会は、事務局長が第3回地域漁業機関会合で発表する際の一般的なアプローチについて、閉会期間中に策定することに合意した。事務局は2002年の末までにこの件を調整するよう指示された。

##### **15.3. 漁業統計調整作業部会 (CWP) を含むFAO関連の会合**

108. 拡大委員会は、事務局がCCSBTを代表して2003年1月に開催されるCWPの会合及び2003年3月の第3回地域漁業機関会合に参加することに留意した。拡大委員会はCCSBTがCOFIに参加することは有益であるという考えを示し、予算上の影響を最小限に抑えるために事務局長が出席するべきであるとした。

#### **議題項目 16. 委員会文書の機密性**

109. 会合は、CCSBT9のために作成された全ての文書は公表してよいことを確認した。

#### **議題項目 17. その他の事項**

110. その他に討議するべき事項はなかった。

#### **議題項目 18. 閉会**

##### **18.1. 第2回拡大委員会会合の議長及び副議長の選出**

111. CCSBT10の拡大委員会会合は、ニュージーランドが主催し議長国となる。ニュージーランドはスタン・クロザーズ氏を議長に任命した。
112. 副議長は韓国が閉会期間中に任命することで合意された。

##### **18.2. 会合報告書の採択**

113. 拡大委員会のメンバーは閉会の辞を述べた。それらは別紙20の通りである。

### 18.3. 正式閉会

114. 会合報告書は採択された。
115. 拡大委員会は閉会することに合意した。

## 別紙リスト

### 別紙

1. 拡大委員会への加盟に関する漁業団体台湾による声明
2. 議題
3. 参加者リスト
4. 文書リスト
5. 加盟国のオープニング・ステートメント
6. 非加盟国のオープニング・ステートメント
7. 財政運営委員会報告書
8. 2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議
9. ミナママグロ漁業のレビュー – 拡大委員会加盟国からの報告
10. 第7回科学委員会会合報告書
11. インドネシア漁獲量監視制度のレビューに関する付託事項
12. CPUE モデリングワークショップの報告書
13. 第1回管理手続ワークショップの報告書
14. 直接年齢査定ワークショップの報告書
15. 事務局のデータ保護方針
16. CCSBT 中央データベースに関する機密方針
17. 第4回生態学的関連種作業部会の報告書
18. CCSBT-2003年作業計画
19. 2003年会合予定表
20. 拡大委員会加盟国の閉会声明

加盟に関する漁業団体台湾のステートメント

2002年10月15-18日、キャンベラ

議長、ありがとうございます。まず、第一に、代表団を代表して、我々の拡大委員会及び拡大科学委員会への加盟に際して、全てのメンバーの努力及び支援に対して、心から感謝したいと思う。メンバーの努力なしに、拡大委員会及び拡大科学委員会の決議を、第7回委員会会合で採択することはできず、また我々が、このような短時間で、拡大委員会に加盟することは出来なかった。

近年、国際的及び様々な地域漁業管理機関が、沿岸国や全ての漁業国に、高度回遊性魚種の保存及び持続的な利用に関して、互いに協力することを求めていることを留意し、また、現在及び将来世代のニーズのための、3大洋でのミナミマグロ資源の保全に関する義務的な国際的責任を留意し、我々は、ミナミマグロを保存する義務を有していることを認識している。それゆえ、長期にわたる CCSBT との協議の後、CCSBT 拡大委員会のメンバーとして、加盟申請をするための全ての障害を克服するあらゆる努力を行った。

全ての皆様をご存知のとおり、CCSBT との書簡の交換の後、我々は、出来るだけ早期に拡大委員会に加盟するため、必要な国内法の手続きを進捗させるのに懸命に作業を行った。CCSBT における我々ステータスが特別であったことから、ミナミマグロの持続的利用のため、CCSBT に加盟する重要性に関して、我々の関連当局及び立法府を説得するのに多大な努力をする必要があった。そして、ついに国内の法的手続きを完了できた。

この機会に、我々が、条約条文を尊重し、また委員会の決定となる拡大委員会の決定を遵守することを確約していることを重ねて申し上げたい。我々は、CCSBT での現在のステータスに満足はしていないが、ミナミマグロ資源の保存及び持続的利用の目的を達成するため、ミナミマグロ資源を改善することにおいて、他のメンバーと協力する機会を持つことを何よりに思っている。

より効率的に、長期的なミナミマグロの保存に関する我々の義務を更に果たすため、我々は、我々が CCSBT の正加盟国になるために、我々のステータスを改善することに関して、将来、委員会が討議することを心から要請したい。

議題草案  
第 9 回委員会年次会合  
拡大委員会  
2002 年 10 月 15-18 日  
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会
  - 1.1 第 1 回拡大委員会会合の議長及び副議長の選定
  - 1.2 漁業団体台湾の加盟
  - 1.3 議題の採択
  - 1.4 オープニング・ステートメント
    - 1.4.1 加盟国及び団体
    - 1.4.2 その他の国及び団体
2. 事務局からの報告
3. 財政運営委員会からの報告
  - 3.1 改訂 2002 年予算の採択
  - 3.2 2003 年予算の採択
  - 3.3 その他の事項
4. 非加盟国との関係
  - 4.1 インドネシア
  - 4.2 南アフリカ
  - 4.3 その他の国
5. 行動計画
  - 5.1 特定された国に関する報告
  - 5.2 その他の国
6. ミナミマグロ漁業のレビュー
7. CCSBT 科学プロセスのレビュー—SAG/SC の独立議長及び諮問パネル
8. 科学委員会からの報告
  - 8.1 ミナミマグロ資源の状況
  - 8.2 科学調査計画
    - 8.2.1 ミナミマグロ漁獲量の評価
    - 8.2.2 CPUE の解釈及び分析
    - 8.2.3 科学オブザーバー計画規範及び加盟国の適合状況のレビュー
    - 8.2.4 ミナミマグロ標識放流計画
    - 8.2.5 直接年齢査定マニュアル
    - 8.2.6 その他の科学調査計画の構成要素
  - 8.3 管理手続き
  - 8.4 インドネシア漁獲の監視
9. 秘密性を含めた CCSBT 中央データベース

10. 総許容漁獲量及び割当量
  - 10.1 総許容漁獲量
  - 10.2 国別割当量
11. 貿易情報スキームのレビュー
12. 生態学的関連種作業部会活動に関する報告
13. 調査死亡許容量(RMA)及び科学調査計画(SRP)による死亡量
  - 13.1 2001年及び2002年におけるRMA及びSRP死亡量に関する加盟国からの報告
  - 13.2 2002年及び2003年でのRMA及びSRP死亡量に関する加盟国からの通告
14. 2003年の作業計画
15. 他の機関との活動
  - 15.1 IOTC年次会合
  - 15.2 地域漁業機関会合
  - 15.3 漁業統計に関する調整作業部会(CWP)を含むFAO関連機関会合
16. 委員会文書の秘密性
17. その他の事項
18. 閉会
  - 18.1 第2回拡大委員会の議長及び副議長の選定
  - 18.2 会合報告書の採択
  - 18.3 公式な閉会

参加者リスト  
CCSBT  
拡大委員会  
第9回委員会年次会合  
2002年10月15日-18日  
オーストラリア、キャンベラ

議長

ダリル・クウィンリバン 農漁業林業省漁業林業担当部長

科学委員会議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境研究経営コンサルタント

オーストラリア

グレン・ハリー（代表者） 農漁業林業省漁業養殖業担当部長  
ポール・ロス 農漁業林業省漁業養殖業国際漁業責任者  
メラニー・バックリー 農漁業林業省漁業養殖業国際漁業政策担当官  
ジェイ・ヘンダー 農漁業林業省漁業養殖業政策担当官  
ジョン・カリッシュ 農漁業林業省農村科学局漁業林業部計画責任者  
ジェームス・フィンドレー 農漁業林業省農村科学局漁業海洋科学部上席調査官  
アレックス・マックニー 農漁業林業省農村科学局調査官  
ドン・ブロムヘッド 農漁業林業省農村科学局調査官  
ニコラ・ワッツ 外務貿易省北アジア課日本担当室長  
ダグ・トラペット 外務貿易省北アジア課日本担当室上席担当官  
ドミニーク・トリンデイド 外務貿易省法務部次官  
エマ・カーズレイク 外務貿易省法務局海洋環境法南極課担当官  
アンドリュー・マックニー オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席  
管理者  
アンドリュー・ベント オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業管理官

ケリー・クロスワイト	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
ロレイン・ヒッチ	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
アリス・フィスター	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業管理官
コリーン・クロス	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業管理官
セーラ・マーフィー	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
イングリッド・ホリデー	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席管理官
アンディー・ボッツワース	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業部長代理
マーク・ザンカー	法務省国際貿易環境法局次官
グレッグ・マニング	法務省国際貿易環境法局上席法規官
デビット・ウォルター	オーストラリア環境省持続的漁業課課長補佐
アリス・マクドナルド	オーストラリア環境省持続的漁業課評価官補佐
タラ・ヒュイット	オーストラリア環境省野生生物科学管理課上席野生生物官
バリー・ベイカー	オーストラリア環境省野生生物管理課課長補佐
ラッセル・ジャイムス	総理府農村環境部上席顧問
スティーブン・クリベリー	総理府農村環境部次官
ニール・ヒューズ	総理府農村環境部顧問
ジョン・ガン	CSIRO 熱帯及び表層生態系計画上席研究官
グレン・サント	トラフィック・オセアニア管理官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアマグロ漁船船主協会会長
ケイト・バークレイ	シドニー工科大学国際研究科日本研究講師及びコーディネーター
ロビン・パイク	エクリプス島漁業責任者
テリー・ロマロ	オズマリン経営責任者
ヨン・マン・キム	オズマリン
ジョー・パグリスイ	ストル 海産農場上席顧問

## 漁業団体台湾

ツウ・ヨウ・セイ (代表者)	農業行政委員会漁業室室長
----------------	--------------

ジェイムス・チュー	在豪台北經濟文化交流事務所所長
ホン・イエン・ファン	農業行政委員会漁業室上席研究者
ノア・リン	在豪台北經濟文化交流事務所 3 等書記官
シュイ・カイ・チン	農業行政委員会漁業室遠洋漁業研究開発センター
シュウ・リン・リン	農業行政委員会漁業室技官
ピーター・チェン	国立台北大学総長
ファン・チン・チャン	国立台北大学法学部助教授
シュー・ファイ・ワン	台湾行政委員会海外漁業開発部調査補佐官
ウェン・ジュン・ウエイ	台湾マグロ協会会長
クアン・ティン・リー	台湾マグロ協会事務員

## 日本

中前 明（代表者）	水産庁資源管理部審議官
玉井 哲也	在豪日本大使館参事官
伊藤 嘉章	外務省経済局漁業室室長
増子 絵美	外務省経済局業業室
藤田 晋吾	経済産業省貿易経済協力局農水産室室長
前 章裕	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
遠藤 久	水産庁資源管理部国際課課長補佐
田口 一	水産庁増殖推進部漁場資源課係長
西本 祐二	水産庁資源管理部遠洋課係長
和沢 美穂	水産庁資源管理部国際課
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室室長
高 鮮徽	鹿児島大学海洋社会科学部助教授
石川 賢広	日本鯉鮪漁業協同組合連合会特別顧問
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事
浜木 文雄	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事
檜垣 浩輔	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会理事

## ニュージーランド

ウィリアム・エマーソン (代表者)	漁業省上席顧問
エマ・ウォーターハウス	漁業省上席顧問
スタン・クロザース	漁業省課長補佐官
マイク・ライペン	漁業省付国際顧問
トニー・ブラウン	外務貿易省北アジア課課長
アナ・ブロードハースト	外務貿易省上席政策官
アリスター・クロズアイア	外務貿易省政策官
デミトリー・ゲイデルバーグ	在豪ニュージーランド最高弁務官事務所 2 等書記官
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
トレバー・ハンセン	ツナ・ニュージーランド
チャールズ・ヒュフレット	ソランダー・マリタイム

## 大韓民国

ダック・イル・キム(代表者)	海洋漁業省国際協力局長
ジョン・ゲン・キム	在豪大韓国外交館一等書記官
サン・クウォン・ソー	海洋漁業省国際協力局長付漁業顧問
ダエ・イオン・ムーン	国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部上席研究官
ムン・サン・パーク	韓国遠洋漁業協会国際協力部管理責任者

## オブザーバー

## 南アフリカ

ホロスト・クレンシムット	環境観光省海洋沿岸管理局次長
マーセル・クロイス	環境観光省海洋沿岸管理局局長補佐

## インドネシア

アジ・サラソ	海洋漁業省漁業局局長補佐
--------	--------------

## CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド

金子 守男

ボブ・ケネディー

コズエ・ローガム

事務局長

事務局次長

データベース管理者

事務担当

## 通訳

馬場 佐英美

小池 久美

ユキ・サエグ

文書リスト  
第9回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0210/ )

1. 議題案及び注釈
2. 参加者リスト
3. 文書リスト案
4. (事務局) 事務局からの報告
5. (事務局) 改訂 2002 年予算の採択
6. (事務局) 2003 年予算の採択
7. (事務局) 非加盟国との関係
8. (事務局) 行動計画
9. (事務局) ミナミマグロ漁業のレビュー
10. (事務局) CCSBT 科学プロセスのレビュー- SAG/SC の独立議長及び諮問パネル
11. (事務局) 科学委員会からの報告書
12. (事務局) 秘密性を含めた CCSBT 中央データベース
13. (事務局) 総許容漁獲量及び割当量
14. (事務局) 貿易情報スキームのレビュー
15. (事務局) 生態学的関連種作業部会活動に関する報告
16. (事務局) 2001 年及び 2002 年における RMA 及び SRP 死亡量に関する加盟国からの報告
17. (事務局) 2002 年及び 2003 年での RMA 及び SRP 死亡量に関する加盟国からの通告
18. (事務局) 2003 年の作業計画
19. (事務局) IOTC 年次会合
20. (事務局) 地域漁業機関会合
21. (事務局) 漁業統計に関する調整作業部会 (CWP) を含む FAO 関連機関会合
22. (事務局) 委員会文書の秘密性
23. (日本) ミナミマグロ漁業の違法、無報告及び無規制漁船リスト草案
24. (日本) 2001 年 7 月から 2002 年 6 月までに日本に輸入されたミナミアングロ製品に添付された不備のある CCSBT 貿易統計証明書
25. (日本) 科学調査計画の枠組みでの日本の 2002/2003 年における標識放流計画のための航海提案

(CCSBT-EC/0210/BGD )

1. (日本) CCSBT-ESC/0209/20, 2001/2002 年の産卵場調査報告書
2. (日本) CCSBT-ESC/0209/21, ケープタウン沖の延縄漁船による 2001/2002 年の標識放流試験計画の報告、及び 2002/2003 年の活動提案

(CCSBT-EC/0210/Info )

1. CCSBT ミナミマグロ統計証明計画
2. (日本) CCSBT-ESC/0209/Inf06, オーストラリア水域における 2002/2003 年の俊鷹丸による調査提案
3. (日本) CCSBT-ESC/0209/Inf07, オーストラリア水域における 2002/2003 年の第 2 大慶丸による調査提案

**(CCSBT-EC/0210/Rep )**

1. 第5回科学委員会会合報告書 (2001年3月)
2. 第7回年次会合報告書 (2001年4月)
3. 第2回資源評価グループ会合報告書 (2001年8月)
4. 第6回科学委員会会合報告書 (2001年8月)
5. 標識放流計画ワークショップ報告書 (2001年10月)
6. 第8回年次会合報告書 (2001年10月)
7. 第4回生態学的関連種作業部会会合報告書 (2001年11月)
8. 第1回管理手続きワークショップ報告書 (2002年3月)
9. CPUEモデル作成ワークショップ報告書 (2002年3月)
10. 第3回資源評価グループ会合報告書 (2002年9月)
11. 第7回科学委員会会合報告書 (2002年9月)

注: CCSBT-EC/0210/Rep01-06 は、製本報告書で提出されている (青表紙)。

**(CCSBT-EC/0210/OS- )**

オーストラリア  
日本  
韓国  
ニュージーランド  
漁業団体台湾

**(CCSBT-EC/0210/SBT Fisheries- )**

ニュージーランド	-第9回 CCSBT 会合のためのニュージーランド SBT 漁業のレビュー
漁業団体台湾	-2001年及び2002年の台湾の SBT 漁業のレビュー
日本	-2002年漁期における日本のミナミマグロ漁業のレビュー
オーストラリア	-1999/2000年及び2000/2001年漁期におけるオーストラリアのミナミマグロ漁業の最新情報
韓国	-インド洋における韓国のミナミマグロ漁業 (CCSBT-ESC/0209/SBT Fisheries-Korea)

## 第9回委員会年次会合に付属する拡大委員会の文書リストの分類

### **(CCSBT-EC/0210/ )**

今回の会合で議論される文書で、これまでの会合で CCSBT の文書番号を与えられていないものは、このカテゴリーに分類される。

### **(CCSBT-EC/0210/BGD )**

今回の会合で議論される文書で、既にこれまで会合で CCSBT の文書番号を与えられているものは、このカテゴリーに分類される。

### **(CCSBT-EC/0210/Info )**

今回の会合で議論される文書ではなく、情報及び参考として提出されたものは、このカテゴリーに分類される。

### **(CCSBT-EC/0210/Rep )**

これまでの CCSBT の報告書は、このカテゴリーに分類される。

### **(CCSBT-EC/0210/OS- )**

各国の開会の辞は、このカテゴリーに分類される。

### **(CCSBT-EC/0210/SBT Fisheries )**

各国のミナミマグロ漁業のレビューは、このカテゴリーに分類される。

### **(CCSBT-EC/0210/WP )**

会議の議論を通じて作成された文書及び報告書の草案、また非公式会合の文書は、このカテゴリーに分類される。

**オーストラリアのオープニング・ステートメント—CCSBT9  
2002年10月15—18日、キャンベラ、オーストラリア**

まずは、CCSBTのメンバーである日本、ニュージーランド及び韓国をオーストラリアへ歓迎する。皆さんがここでの滞在を楽しんでいただけると確信している。今次会合において特に重要な点は、台湾の拡大委員会への加盟である。オーストラリアは、漁業において台湾とは長い交流があり、CCSBTやその討議及び意思決定過程においての同等のパートナーとして同国を歓迎することが出来ると言う事は、大変うれしいことである。

また、今次会合には、インドネシア及び南アフリカからの代表も参加している。この魚種に関連を持つ国として、同国がこの会合に参加できたことを喜ばしく思う。私は、南アフリカがCCSBTへの加盟を要求していることを留意しており、今会合でこのことが完了すると信じている。私は、ここでの貴国の出席が、委員会における積極的な参画を行う長期的な公約を示すものであると望んでいる。

また、外部科学者及び議長がCCSBTのメンバーと共に、継続した建設的な関係を認識し、今会合でこの関係の維持に一行が合意することを願っている。通訳の方々に対し、またお目にかかれて光栄であります、そしていつものことですが、もし困惑させるようなことがありましたらお知らせ下さい。また、CCSBT事務局のブライアン・マクドナルド及び彼のチームに対し、過去一年におけるCCSBTの業務を遂行してきたそのプロ的なやり方に対して感謝したい。

オーストラリアは、CCSBTの進展及び方向性に関して一般的には満足しており、前向きな意向があれば、我々はこの委員会を世界でも一番の漁業委員会に作り上げて行くことが可能であると信じているが、我々が協力しなければ、それは成り立たない。我々の前にはかなり多数の議題があるが、これらの議題項目の中でオーストラリアにとって重要なくつかの点をオーストラリア開会声明の中で簡単に触れておきたいと思う。

### 非加盟国

先ほど述べたように、今日この席に今現在この漁業に関わっている全ての国と会うことが出来るということは満足なことである。この委員会において我々はそうなると信じているが、もし我々が前進し続けるとするならば、早急に南アフリカ及びインドネシア両国の参加に対する手続きを完了させる必要がある。そのためにオーストラリアは、彼らのCCSBTへの加盟及び協力を確保するため、我々のUNCLOSにおける義務と一貫してそれなりに柔軟に対応する準備はできている。オーストラリアと日本がインドネシアに対する「協力非加盟国」の手続きを完了させるために作業をしてきていることを認識しており、この会合でこの手続きに関する合意を最終化できると信じている。

### 行動計画

オーストラリアは、我々が本会合でCCSBTと協力しないそれらの国に対し貿易措置とるかどうか、またSBTの貿易を維持するかどうかをこの会合で決定しなければならないことを留意している。確認されている4つの国は、カンボジア、ホンジュラス、ベリーズ及び赤道ギニアである。しかしながら、この分野には問題があり、2つの問題に集約される。それは、我々のアプローチがWTOと一貫したものである必要があるということ、それゆえに、その他の非加盟国に対する措置をとる前に、加盟国が国別割当量に合意す

る必要があるということ。第2の問題点は、2000年以後これら4カ国からは日本のTISフォーム上、輸入がなされていないということである。この点自体、いくつかの問題があげられる。

## 科学調査計画の資金

過去一年、オーストラリアはオーストラリア海域における標識調査に関するSRPを取り進めるために多大な貢献をしてきた。我々は、全加盟国が科学調査計画に対する持続的資金を確保することが特に重要であると信じている。特に、国内及び公海両漁業における港内監視及びオブザーバー計画を支援するための資金を確保するべきである。

## 総漁獲可能量

オーストラリアは、宮古での会合以来、加盟国がSBTの国別割当量を決定できないでいることを懸念している。これは、オーストラリアによる多大な努力に反するものである。TACに関する我々の立場は大変明確であり、我々は全加盟国が次回の資源評価が我々に方向性を提供するまで、最後に合意された各国の国別割当量を維持すべきであると信じている。我々が信じる外部科学者からCCSBTに与えられた明確なメッセージである。全加盟国は、各々の漁獲管理において責任を持ち、規制され管理される必要がある。

## 貿易情報スキーム

オーストラリアは、このスキームから得られる情報は正確性に欠けており、SBTに関する実際の貿易に対する理解を誤らせている。それゆえ、TISはインドネシア漁獲モニタリング計画のレビューの一部として完全にレビューされるべきである。全加盟国は、WTOの下で貿易措置の適用を一貫することを義務付けられており、そのためこのスキームには、日本の国内船から日本へ入る全漁獲及び水揚量データを含まなければならない。メンバーに提供される情報に多数の基本的なギャップがあるスキームを継続できると言うことを容認できない。我々は、この会合において各国に対してTISデータの変更を要求する意向である。

## 産卵場

前回の会合で、日本はこの漁業の長期的な安定に対して重要である産卵場における漁業を防止する方法を検討するというを提案した。オーストラリアは、この海域における漁業レベルに懸念を抱いており、本会合が、この提案に関して何が出来るかということについての予備議論を行うことを提案する意向である。

皆様、これらがSBTに関する我々の基本的立場であり、我々が懸念しこの会合で追求していきたいと考えている問題点である。私は、建設的かつ前進的なCCSBT9となること、また加盟国と魚の双方にとって有益であるということを実証する会合であることを期待している。

オープニング・ステートメントー CCSBT9  
2002年10月15-18日、キャンベラ  
台湾

議長ありがとうございます。この歴史的瞬間において、我が代表団を代表して、私は、拡大委員会のメンバーとして、ここに第9回 CCSBT 委員会会合、特に第1回拡大委員会会合に参加出来るという喜びの意を表明したい。

また、この機会に、この会合を開催したオーストラリア政府に感謝したい。また、事務的な準備を行ってくれたブライアン・マクドナルド率いる事務局に対しても感謝申し上げたい。

拡大委員会のメンバーになるに当たって、我々は前途の義務を認識しており、SBT 資源の長期的保存及び持続的利用の目標を達成するため、他の全加盟国と協力することに全努力を注ぐことを確約する。我々は、CCSBT に建設的貢献をする。しかしながら、わずか2ヶ月ほどの新メンバーであるため、我々は CCSBT のプロセスに精通するため熱心に勤めなければならないということを理解しており、加盟国と事務局が適切な支援を提供して下さると大変ありがたい。

本会合では、科学オブザーバー計画規範の作成のような、我々が懸念しているたくさんの課題がある。我々は、第7回科学委員会会合でこの課題に関してかなりの議論が行われ、加盟国による更なる検討のために改訂草案が作成されたと理解している。その進展は励みとなるが、我々が、委員会により以前合意された10%の目標レベルを達成させることに困難を有しているということを指摘したい。規範に関しては、それができる限りシンプルかつ明確、そして最も重要なのは実用的かつ達成可能なものであることを望んでいる。

我々は、漁獲統計が SBT 資源評価及び漁業管理において大変重要であることを認識しており、2000年のTISの実施以降、SBT 漁獲統計の正確性が大幅に向上したことを留意している。しかしながら、我々は、インドネシア漁獲統計の明確化といったような、まだ更なる改善がなされるべきものがあると考えている。それゆえ、インドネシアの SBT 漁獲のモニタリング計画における協同レビューを行う必要があると考えている。我々は、輸出又は輸入国からの輸出並びに国内消費に対する全ての漁獲統計ができる限り明白であるべきであるということを願っている。

分担金を支払うメンバーとして、また我々は、CCSBT の財政状況に関しても関心がある。我々は、我が団体からの担当官が財政運営委員会の作業により多くの時間を費やすべきであると信じている。その目的で、そのような任務を担う人を指名したいと思っている。他の加盟国と同一のものであると信じているが、我々の目標は、委員会の運営が費用対効果の高いものであることを確実にすることである。

我々は、拡大委員会のメンバーの法的立場は、委員会のそのものとは異なるということを認識している。SBT 資源の長期的保存における我々の義務を果たすために、我々は、委員会の完全なメンバーになるため、将来的な我々の立場を改善していくことに関して委員会の熟慮を心より懇願する。

最後に、今回の会合が実り多いものとなり、議長の指導の下にたくさんの重要な問題が解決できるよう願っている。ありがとうございました。

みなまぐろ保存委員会 第9回年次会合（CCSBT 9）

2002年10月15日

（日本）

オープニングステートメント

1. 議長ありがとうございます。

私は日本国水産庁で審議官を務める中前 明です。本年4月より前任の弓削の後を継いで現職ポストに着任し、CCSBT コミッショナーとしてのポストも前任の弓削より引き継ぎました。年次会合等 CCSBT 関連の正式な会合に出席するのは、これが初めてですが、この4日間ミナミマグロの保存と有効利用の双方の観点から積極的貢献をしていきたいと考えております。

2. まず、今次会合においては、何よりも「漁業団体台湾」がCCSBT拡大委員会に正式参加したことに対し、心よりの歓迎を申し上げたいと思います。「漁業団体台湾」はこれまでも長い間オブザーバーとして会合に参加されてきましたが、今次会合からミナミマグロの保存管理を巡る全ての重要な問題について同等の立場で議論に参加し、その結果について責任を果たす体制が整いました。その意味で、我が方としては「漁業団体台湾」のこれまで以上の貢献を期待するものです。

3. さて、ミナミマグロの資源評価に関する見解の相違に端を発した国際裁判が終了して、はや2年が過ぎました。その間、CPUEの解釈、標識放流調査、科学オブザーバー計画、ミナミマグロの漁獲状況の把握等を含む科学調査計画（SRP）の枠組みの策定とその具体化、資源評価手法の改善、管理手続の策定手続の開始等、科学的機能改善に向けたCCSBT内の活動の進展は、めざましいものがありました。特に、ここで強調しておきたいことは、その間における独立科学者と科学委員会及び資源評価グループの独立議長の多大なる貢献であります。今後も科学的根拠に基づいたミナミマグロの保存と持続的利用のため、このモーメンタムを失わないよう、また科学的議論の中での優先順位を十分に検討しつつ、努力と協力を続けていく必要がありますし、今後とも独立科学者、独立議長のイニシアチブを期待したいと考えます。

また、科学委員会で現在優先的に議論が行われている管理手続の策定については、完成予定の2004年3月までに必ず策定できるよう、今次本協議で各国の科学者に対し、指示することが不可欠と考えます。

4. ミナミマグロの資源評価については、いくつかの漁業指標をレビューした結果、2002年の一連の科学会合では、モデルを利用した本格的資源評価は行われず、去る9月に開催された科学委員会でも昨年の管理に対する助言を修正する理由はないということになりました。昨年はグローバルTACで実質的な合意に至ったにもかかわらず、最終的に国別配分に合意できなかったことを理由に一部の国から反対があったため、合意できなかったことは残念でありました。グローバルTACは、科学委員会のアドバイスにもとづくものであり、国別配分の議論はこれとは全く別の問題と考えるべきです。今次会合では是非グローバルTACに合意できるよう期待するものです。
  
5. 一方で、非加盟国対策や協力関係の構築は、より包括的な資源管理を行う上で、重要な鍵となるものであり、その対策を引き続き強化していく必要があります。その意味で今回オブザーバーとして参加しているインドネシア及び南アフリカを歓迎するとともに、これらの国々には様々な協力をお願いしたい。具体的には、沖合に産卵域を持ち、かつSBTの漁獲量についても不明な点の多いインドネシアの協力を得ることは資源管理上不可欠であり、その協力を厳しく追及していくことが必要です。また、本年初めて南アフリカ本国からの出席がありましたが、同国がミナミマグロの保存に賛同し、直ちに無条件でCCSBTに正式加盟することを希望します。さらに、行動計画に基づき協力を要請したにもかかわらず、一切の対応をとっていない国に対しても委員会として、毅然とした態度を示す必要があります。
  
6. 最後に、今次会合をこのような素晴らしい場所で開催するために準備の労をとられました事務局、豪州政府に感謝するとともに、日本の代表団は、今次会合が実りあるものとなり、その結果締約国間の協力関係とCCSBTの機能改善がさらに推進していくことを期待して、私の挨拶とします。  
ありがとうございました。

**CCSBT9**  
ニュージーランドのオープニング・ステートメント

皆様、おはようございます。我々は、新しい議長、クインリバン氏の指導の下で、オーストラリア、日本、韓国及び台湾の代表団と共に作業を行うことを楽しみにしている。過去数回の会合にわたり、条約への締約国リストが着実に増加していることを留意し喜ばしく思う。

委員会は、常に、当該漁業に関心を持つ全ての国を含める形で加盟国の拡大を最優先にしてきた。我々は、委員会のこの目標に対する確約が、成果を挙げ続けていることをうれしく思う。我々は、喜んで、拡大委員会のメンバーとしての台湾を歓迎する。

台湾からの代表団は、彼らを我々の討議に正式参加させる手続きが行われている間、オブザーバーとしていくつかの会合に参加している。我が代表団は、これを成し遂げるために果たしたその役割を思い起こしうれしく思い、台湾との密接な対話及び協力を維持していくことを楽しみにしている。

また我々は、参加しているインドネシア及び南アフリカからの代表を暖かく歓迎する。我々は、より緊密な協力を達成するのに必要なステップを決定するため、また今後とも全ての主要な SBT 漁業国を含むよう委員会を更に拡大するために、引き続き非加盟国との交渉を積極的に続ける必要がある。その間、我々は、非加盟国の漁獲の抑制を資源回復の可能性を改善する不可欠な構成要素として見なしている。

委員会の拡大は、加盟国間の残念な紛争の解決以降、この機関の主要な達成事項の一つである。あの紛争は、加盟国の財政面だけでなく、この魚類資源の管理に関する委員会の長期的目的の達成と言う点でも、時間がかかり犠牲が大きかった。

ニュージーランドは、CCSBT の全メンバーがこの機関を機能的レベルに戻し、将来この傾向が維持されることを確実にするために行われるべき一連の活動に関しコンセンサスによって合意するため、建設的に作業をしてきたことを高く評価する。

これに関して行われた基本的ステップの一つは、外部的な科学調査計画の設立である。また我々は、科学調査計画の実施に関し達成された進展に満足している。これに関して、我々は、国内の標識放流計画を行うための財政的な確約を行ったオーストラリアと日本に感謝する。また我々は、管理手続きの開発での進展にも満足している。

我々は、科学調査計画の結果、また漁業管理に関する我々の討議に提供されるより重要な科学的明快さを期待している。

委員会は、1993年の委員会の開設以来、かなりの科学的作業を行ってきた。この作業は、保存及び管理目的と一貫した漁獲レベルの設定において大変重要な役割を果たしてきた。これに関し、我々は、委員会が確約してきた資源回復の目的を特に意識している。管理手続きへの科学的インプットは、軽視することはできず、そうすることは条約で述べられた原則と矛盾するものとなる。

また条約は、委員会の現在の加盟国と将来の加盟国との間で漁獲割当てのときに適用しなければならない原則を認識している。我々は、漁獲割当てを検討するときに、条約の割当て原則と一貫したやり方を心にとめ行動しなければならない。これに関し、ニュージーランドは、委員会で以前に行われた討議に全加盟国の注意喚起をする。

ニュージーランドは、我々の目的を達成するならば、委員会の機能性を改善するために行った堅実な努力が維持されなければならないと考えている。

今週、我々は、それらの努力を支持してきた協力と適応性の原則を継続できることを願っている。また膠着状態や紛争に逆戻りすることは、この機関がその目的を達成するための能力に深刻な影響を与えることになる。

我々はこの数日間に、建設的な作業を行うことを期待している。いくつかの難しい決定をしなければならないと言うことは承知しているが、また我々は、我々及び将来の世代の人々に有益であるような、その資源の長期的持続性という同じ目標を持っているということに自信をもっている。

最後に、議長、我々は、この会合がバリ島での悲惨な事件のすぐ後に開催されているということを知っている。我々は、この機会に、この事件で影響を受けた全ての人々に我々の同情の意を表したい。

ありがとうございました。

第9回委員会年次会合  
2002年10月15-18日  
キャンベラ、オーストラリア  
韓国のオープニングステートメント

おはようございます。

議長、代表団、オブザーバー及び参加の皆様、

韓国代表団を代表し、私は第9回CCSBT会合のために、ここキャンベラに来られたことを大いに光栄に思っている。我々の会合を開くために、この素晴らしい場所を提供して下さったオーストラリア及びキャンベラ政府に特別な謝意を表す。また、我々はCCSBTの事務局長、ブライアン・マクドナルドと事務局スタッフ全員に、今閉会期間中の彼らの洞察力及び熱心な作業に感謝する。

議長及び代表団の皆様、

CCSBTは、その構成及び機能においてまた新たな時期に突入している。過去の3つの加盟国構成から、現在、我々は全ての主要漁業国、及び一つの主要漁業団体を含む構成である。それに加え、インドネシア及び南アフリカがもうすぐ条約に加盟することが期待されている。

科学的調査、漁獲モニタリング、オブザーバー計画のデザイン及び中央データベースの構成を含む委員会の機能及び活動は、前会合以降めまぐるしい進展を見せている。事務局長とそのスタッフの熱心な努力、及び加盟国による十分な理解と協力なしでは、現在の進展は、このような短期間で達成することはできないであろう。そのような委員会の構成及び機能の拡大と発展は、明らかに各加盟国の漁業構成に対する共通の理解に基づくものである。

多くの未解決の問題が我々を待ち構えている。韓国は、資源状態の評価、TACの確立、国別割当量の配分、科学的調査の実施、及び必要資金の充当などの問題が十分な討議と条約目標の理解を通して解決されることを期待している。

今一度、韓国は、台湾の拡大委員会の加盟に対し深く祝福し、みなみまぐろの保存に対する、継続的な協力を願う。

ありがとうございました

## みなみまぐろ保存委員会へ

10月15日から18日までキャンベラにて開催されたみなみまぐろ保存委員会第9回年次会合における南アフリカフリカのオープニングステートメント

(環境・観光省副長官、水産・沿岸管理担当のホースト・クレインシュミット氏による発言)

議長、会議出席者の皆様

南アフリカ政府よりご挨拶申し上げます。本日このような発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私どもが今回この会議に出席していることは、CCSBTに加盟したいという南アフリカ政府の意欲並びにその準備が整っていることを示すものです。加盟を希望する根拠と理由をご説明申し上げたいと思います。

このような条約に加盟したい、そしてみなみまぐろの漁獲可能量の割当を受けたいという国は、CCSBTに対し、その国の歴史、参加の動機、並びに今までの保存の実績を説明すべきであると思います。

議長、南アフリカの立場を説明する機会をいただきたいと思います。

わが国は、アフリカ大陸の南端にあるわけですが、民主主義政権となってからまだ8年しか経過していません。皆様ご承知の通り、非常に困難な状況の中で移行プロセスを経てきています。漁業における秩序ある合法的な管理も例外ではありません。

アパルトヘイトの時代においては、白人政権が数百という少数の白人所有・経営の企業に漁獲割当量の権利を与えていました。1994年の初めての民主的な選挙の直後、当然のことながら、この権利を求める人が10,000人以上に急増しました。我が国並びに私が勤める省においては、このような新たな需要に対する準備ができておらず、混乱の時期が続きました。簡潔に申し上げますと、3つの重要事項を確保するため、防衛可能で行政的に公正な、透明性のある制度を確立する必要がありました。それは、第1に、各漁業部門におけるTAC/TAEの所有、管理並びに共有において、わが国の人口構成を反

映するような業界全体の変革を行うこと、第2に活発で競争力のある漁業を育成するための安定性を確保すること、そして第3により良い法の執行によって政府の管理規則への遵守を確保することでありました。

過去18ヶ月の間に、この3分野において大きな前進が見られたことを、皆様にご報告できることに誇りと喜びを感じます。私どもは最近、わが国で最も重要な14の商業漁業部門の1600の法人に漁業権（漁獲割当）を割り当てました。これにより、TAC/TAEの所有、管理、共有において、我が国の全ての人々が代表するという目標を、まだ完全とは言えないまでも、相当達成することができました。実際、これらの配分は、行政的な公正、情報へのアクセスの自由に関するわが国の新しい基準を満たすもので、南アフリカ社会の人種差別撲滅という政府の中間目標を達成したと私は思っています。注目すべき点は、権利付与に関わる訴訟が激減し、また政府を相手取った訴訟は全て敗訴していることです。

また、上記のような施策により、業界に新たな安定がもたらされました。これまでの1年間の割当量は、4年間の権利となり、将来的には15年のものとなっていかなくてはなりません。この新しい制度により、特に船や漁具などへの業界における再投資が可能となりました。

これと平行して、過剰漁獲をした者、漁獲報告を行わない者、あるいはその他の方法で当局をだまそうとする者に対する処罰についても、新しい重要なステップを踏み出しました。処罰は、他国の船にも適用されます。別の機会に、外国船籍によるマゼランアイナメ、マグロ、カジキにかかわる違反行為について、南アフリカ水域若しくは港において最近採られた行動について報告させていただきます。

この1年で最も重要だった処罰は、南アフリカフリカの会社、フート・ベイ・フィッシング社（Hout Bay Fishing Pty. Ltd.）に対するものです。この会社は後に、300件以上の詐欺と汚職行為を認めました。情状酌量を求め、同社は国に対し、過去最高の4000万ランド、およそ500万米ドルを支払いました。また、同件から派生し、更に18件の小規模操業者が逮捕、14名の検査官が解雇されました。

議長、私は単に我々が過去の問題からどのように抜け出したかを説明するだけでなく、過去において明らかな理由でわが国に与えられていなかった地位を得るために、いかにしてわが国において強固で活発な新しい漁業部門を徐々に確立しているかについても説明したいと思います。

南アフリカの漁業は、アパルトヘイトのせいで計り知れない打撃を受けたことは疑いの余地はありません。正当なこととは言え、わが国は国際的なボイコットの標的となりました。これは漁業にも影響を及ぼし、1970年代と1980年代において、他国のように漁業を発展・繁栄させることができませんでした。

更に指摘したいのは、過去の困難で妥協に満ちた時代から脱却したいという我々のニーズと希望の一環として、我が国の水域における他国（日本と台湾）の特恵アクセスを終結することにしました。現在も特恵待遇を求める国々に対しては、我々は自国の産業を確立するために一致団結した努力をしていること、また過去に排除されてきた人々のニーズに応えるためにあらゆる手段が必要であるということをお伝えてしています。

このようにして、ようやくわが国独自のまぐろ産業を再構築する準備が整いました。外国船による特恵条件の操業がなくなったことを踏まえ、我々は今まで行ってきたはえ縄漁業の実験に終止符を打ち、まぐろ産業を確立したいと考えています。これからの立派な自国のまぐろ産業に期待しています。

誤解はしないでいただきたいと思います。私どもは、外国の漁業者と協力していく用意がないと言っているわけではありません。合弁事業を含め、わが国の漁業への外国投資は歓迎いたします。私の省でそのような投資を促進するためのお手伝いをいたします。

それでは、なぜわが国がCCSBTでの地位を確立し、意義ある形で参加したいと考えているか、その主な理由を説明いたします。沿岸開発途上国として、私どもはここに集まっている国々の仲間に入る意思、能力並びに意欲を持ち合わせています。また、私どもはその一部となるべきだとも思っています。膨大な開発ニーズを抱える国として、わが国にたとえば300トンあるいは400トンのみなみまぐろ漁獲量が与えられたら、それは政府、業界そして国全体に最も重要なサインを送ることになります。

開発途上国として、将来のいずれかの時点において漁獲枠が与えられるというのでは、加盟する能力は少ない、あるいはまったくないと私は思います。

皆様にご認識いただきたい、いくつかの重要かつ直接的な問題についてお話しします。

1. アパルトヘイトの歴史にも関わらず、我が国はまぐろ漁業の経験を持ち合わせています。

まず始めに皆さんに申し上げたいのは、南アフリカは1960年代からみなみまぐろを漁

獲していた国であるという点です。当時、南アフリカは年間 4000 トンを漁獲していました。不幸なことにこの漁業はその後、ボイコットも含めた経済的な理由により、衰退していきました。従って、我が国のみなみまぐろ漁業の歴史は、ここに参加しているいくつかの国々よりも古いものであります。

2. 今年末までは、わが水域において、日本船と台湾船が特惠条件の下でみなみまぐろを漁獲してきました。わが国は、これらの国の漁獲報告を定期的に査定・検討、これが年次交渉のベースとなってきました。即ち、わが国が漁獲したものではないにしても、私どもは 1970 年代後半から我が水域における外国船の漁獲を記録する管理者の役割を担ってきたわけです。これらの記録は皆様に提示することも可能です。

これは業界も明確に指摘している点ですが、他の者が我が水域で操業している間は、私どもは完全に自立した自国のまぐろ産業を確立できないということです。したがって私どもとしては、先に述べたように、有効で正当な過去の実績があることを主張します。

我が国の水域における日本船と台湾船の操業について、私が述べている点を完全にご理解いただきたいと思います。どちらの国とも議論をしたくはありません。それぞれアパルトヘイトの時代に根付いたこの 2 つのアレンジメントに終止符を打ったのは、単に過去において歴史的な理由で人為的にゆがめられた状況を正常化しようとしているに過ぎません。私どもは過去の協定を終えた後も、今まで相互に享受してきた同業者としての関係を持続し、将来に向かって進んでいきたいと思っています。歴史上の変則的な事項が、今後の相互協力を否定する要因にはならないと信じています。

3. 我々が達成しようとしていることの発展的な性格をご理解いただきたいと思います。近年、わが国でははえ縄漁業における効果的な規制制度を確立しました。まぐろのはえ縄漁業を今後、しっかりとした長期的な産業に確立していきたいということは既に申し上げました（現在この漁業には約 50 隻の船があります）。また、これまでに、ヘイクのはえ縄漁業を健全な状況にしました。マゼランアイナメ、サメのはえ縄漁業も同様の状況です。

わが国の社会経済ニーズに応じていくために、最近、中央政府の財務省から資金を得て、まだ開拓されていない他の沿岸漁業の開発につながる科学研究を始めました。今後 5 年間に、約 10 から 12 の新しい漁業がスタートすると予想され、それらは法律に基づき持続可能な形で管理されることとなります。

これら全てが、わが国の漁業を近代的で責任あるものにしていく駆動力となります。

4. 最後の点として指摘したいのは、南アフリカは他の条約機関にも堅実で誇り高い参加実績を持ち合わせているということです。これには ICCAT や CCAMLR などが含まれます。漁獲報告の提出並びに科学プログラムへの我が国の参加実績は、皆様ご承知の通りです。
5. 南アフリカはオブザーバーの乗船や、VMS の搭載などについて、完全な形で参加することを約束します。
6. また南部アフリカにおけるわが国の役割及び南部アフリカ開発共同体（SADC）の漁業規則に対する我が国のコミットメントについても申し添えたいと思います。この地域の希望と意思は、地域全体の漁獲能力を、特に公海に隣接している水域において高めていくことです。
7. UNCLOS についても、わが国は加盟を主張する権利を持ち合わせていると思っており、この点については皆様も同じ意見であると信じています。

最後になりましたが、私どもは、条件さえ整えば、大臣に対し CCSBT 加盟の勧告ができる立場にあることを申し上げます。わが国は、この条約が意図し、実施してきた協力と国際統治の精神に加わる意思があります。この条約に加盟している皆さんと同様に、みなみまぐろの持続可能な保存を担う国としての活動をしていくことをお約束します。

私どものニーズと役割を好意的に検討していただけると信じています。

ご清聴ありがとうございました。

財政運営委員会報告書  
2002年10月15－18日  
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会

1. 財政運営委員会は、CCSBT9と合わせて2002年10月15－18日に会合した。参加者リストは、別添1に添付されている。ポール・ロス氏（オーストラリア）が財政運営委員会の議長として指名された。

2 2002年改訂予算の検討

2. 事務局長は、2002年改訂予算案を説明した(CCSBT-EC/0210/05)。
3. 本委員会は、2002年改訂予算において、支出は当初の予算より148,940オーストラリアドル少ない合計1,501,060オーストラリアドルになる見通しであることに留意した。この減少の主要な理由は、以下のとおりである。
  - 緊急資源評価グループ会合が必要とならなかったため、資源評価グループと科学委員会の費用が大幅に減少した。
  - 年齢査定ワークショップ、CPUEモデル作成ワークショップ及び管理手続きワークショップの費用が、見積もりより少なかった。
  - SRPに関する閉会期間中の作業が行われなかった。
4. 2002年改訂予算案、及び台湾の拡大委員会への加盟が、2002年に229,183ドルの剰余金を出す結果となり、事務局はこれを2003年に繰り越すことを提案している。これはその年の加盟国分担金を大幅に削減することになる。しかしながら、翌年に剰余金がある可能性が少ないということを考慮すると、このことは2004年にまた大幅に加盟分担金が増加するという結果を生み出すことになる。本委員会は、年毎に加盟国分担金がそのように大きく増減することについて懸念を表明した。
5. 本委員会は、2003年に繰り越される2002年の剰余金を減らす方法を検討した。加盟国は、その剰余金の一部は、事務局次長の交代にかかる費用を賄うための予備金として確保されるべきであると勧告した。これは、剰余金を229,183ドルから125,183ドルに削減することになる。更に、2003年に必要とされる特別評価計画会合にかかる費用を賄うため、101,460ドルを準備金として確保しておくことが勧告された。このことは、2003年に繰り越される剰余金を23,723ドルへ更に削減することになる。
6. 本委員会は、標識放流計画(表層漁業)に対して、2002年特別予算-1を拡大委員会で承認することを勧告した。
7. 日本は、2002年特別予算-2のSRP試験標識放流計画(東海岸延縄漁業)及び死亡魚の販売から得られた139,425ドルの残高について問題を提起した。日本は特別基金が、このオーストラリアの試験計画に関する出費を賄うために設立されることを承認してい

なかった。日本は、死亡魚の販売から出たその収入をオーストラリアの分担金として、2002年特別予算-1に組み入れることを勧告した。

8. 本委員会は、2003年予算を検討するにあたり東海岸試験標識放流計画からの収入をどのように活用するかを討議することに同意した。
9. 上記の調整が事務局によって行われ、2002年改訂一般予算案及び特別予算案の最新版が、拡大委員会による検討及び承認のため添付されている(別紙A)。

### 3. 2003年予算の検討

10. 事務局長が、2003年予算案を提示した(CCSBT-EC/0210/06)。
11. 本委員会は、2003年の資源評価プロセスに対しより適正な選択肢についての拡大委員会の決定に従って、提案された一般予算案のオプションAを基に討議を行った。
12. 本委員会は、拡大委員会が2003年の生態学的関連種作業部会の開催費用に当てるため、41,000ドルを増額することに合意することを勧告した。本委員会は、事務局が、拡大委員会で合意されたとおり、インドネシア監視計画の費用を賄うために、2003年予算案に留保金をすでに組み入れていることを確認した。また、本委員会は事務局が科学委員会の勧告に基づき、2003年の資源評価グループ会合及び科学委員会会合における追加日数分の留保金を予算案に組み入れていることも確認した。
13. 事務局長は、科学委員会の勧告に従い、南オーストラリアにおける30日間の標識放流のため、SRP表層標識放流計画予算を50,000ドル増額することを勧告した。これにより、SRP表層標識放流計画の総予算は、614,000に増加する。ニュージーランドは、東岸の試験はえ縄漁業標識放流計画でのミナマガロの販売による残金(139,425ドル)を、SRP表層標識放流計画の費用から差し引き、474,575ドルとすることを勧告した。更に日本は、SRP表層標識放流計画の調整費用(\$A 52,000)は、一般予算に再度計上することを勧告した。これらの修正によって、2003年のSRP表層標識放流計画の予算案レベルは、合計で422,575ドルになる。ニュージーランド及び日本は、この総計が、2003年の特別予算として計上される標識放流展開費用とすることを要請した。
14. 委員会は、表層標識放流は、SRPの不可欠な要素であり、またそのために、全ての加盟国が、それに資金提供することに合意していることを確認した。日本は、分担金は自発的なものではないので、財政規則7.2及び7.3の下でのその他の資金提供メカニズムは用いられないと言った見解を説明した。支出の意向の確認において、日本は、2002年12月下旬まで資金拠出が確保されることを確認することができないと述べた。
15. 日本は、オーストラリアがこの活動を実施することによる経済的な利益を考慮して、計算したものより多くの分担を行うことを要求した。オーストラリアは、委員会に対して、日本が指摘した手法とは異なるが、オーストラリアが2001年に表層標識放流計画の全ての資金を拠出し、東岸の試験延縄標識放流計画における死亡魚からの収益をCCSBTに提供したことを想起させた。
16. ニュージーランド及び台湾は、SRP表層標識放流の特別予算への加盟国の分担金は、一般予算の計算式を用いるよりも、国別配分に従って配分することを提案した。ニュージーランドは、科学調査は、正確な資源評価、ひいては国別配分に資するものであり、よってSRPの利益は国別配分に比例していると説明した。委員会は、この問題を

拡大委員会の検討に付することに合意した。拡大委員会では、このニュージーランド及び台湾の提案にコンセンサスは得られなかった。一般予算の計算式が2003年のみに適用され、また来年の会合前に、拡大委員会での将来の科学的活動への資金拠出のガイドラインを設定するためにレビューすることが合意された。

17. 事務局長は、いくつかのメンバーの財政面のコミットメントに基づいて、2002年12月1日から表層標識放流計画を開始できると述べ、残りのメンバーのコミットメントは、本計画の実施が成功するのに不可欠であることを強調した。
18. 事務局長は、財政運営委員会の勧告を取り入れた改訂2003年一般予算及び2003年特別予算を受領し、拡大委員会による検討及び承認のため提示(別紙B)している。

2002年10月18日

参加者リスト

オーストラリア

ポール・ロス

メラニー・バックリー

漁業団体台湾

ホンイェン・ハング

日本

前 章裕

遠藤 久

辻 祥子

韓国

サンクウォン・ソウ

ニュージーランド

マイク・リップケン

アリスター・クロザー

事務局

ブライアン・マクドナルド

金子 守男

改訂一般予算 — 2002年(CCSBT9の拡大委員会)

見積もり  
2002

収入	
<b>加盟国分担金</b>	<b>1,574,520</b>
日本	599,472
オーストラリア	535,065
韓国	202,968
ニュージーランド	145,002
台湾漁業団体	92,013
<b>職員課徴金</b>	<b>120,000</b>
<b>利子収入</b>	<b>12,000</b>
<b>総収入額</b>	<b>1,706,520</b>
支出	
<b>年次会合(CCSBT9)</b>	<b>59,000</b>
通訳費用	22,000
会場借料	6,500
機材借料	8,500
その他の費用(SC議長の年次会合への出席を含む)	20,000
出版と通訳	2,000
<b>第7回SC/第3回SAG</b>	<b>204,500</b>
通訳費用	30,000
会場借料	7,000
機材借料	9,500
コンサルタントの雇用(SAG議長、SC議長、諮問パネル)	146,000
その他の費用	6,000
出版と通訳	6,000
<b>補助委員会</b>	<b>162,000</b>
CPUEモデリンググループ/管理手続きワークショップ	162,000
<b>特別プロジェクト</b>	<b>300,500</b>
直接年齢査定ワークショップ	21,000
管理戦略開発	84,000
標識漂流計画調整/標識展開	130,500
ERSパンフレットの作成	65,000
<b>留保基金への譲渡</b>	<b>205,460</b>
専門職員の異動に伴う経費—採用/離任	104,000
一時帰国手当、本国帰国経費及び移転費	
評価計画会合	101,460
<b>事務局経費</b>	<b>689,060</b>
事務局職員経費	420,000
職員課徴金	120,000
職員の年金/社会保障	80,000
職員の補償保険/旅行保険/物品保険	15,500
旅行/運搬費 — 海外及び国内	30,000
その他の委員会の報告書の翻訳	22,560
訓練	1,000
<b>事務所管理費</b>	<b>86,000</b>
事務所借料	31,500
事務所の運営経費	30,000
物品購入費	12,000
通信費	9,000
その他	3,500
<b>総支出額</b>	<b>1,706,520</b>

## ミナミマグロ保存委員会

## 2002年特別予算-1{SRP標識放流計画(表層漁業)}

	見積もり <u>2002</u>
収入	
加盟国分担金	<u>350,000</u>
オーストラリア	350,000
改訂2002年一般予算からの流用	<u>31,895</u>
<b>総収入額</b>	<b>381,895</b>
支出	
標識放流船チャーター	179,200
CSIRO調整費	202,695
<b>総支出額</b>	<b>381,895</b>

## ミナミマグロ保存委員会

## 2002年特別予算-2{SRP標識放流試験計画(東海岸延縄漁業)}

	ESTIMATE <u>2002</u>
収入	
加盟国分担金	<u>269,063</u>
オーストラリア	269,063
副産物の売上	<u>139,425</u>
<b>総収入額</b>	<b>408,488</b>
支出	
標識放流船チャーター	269,063
SRP標識放流計画に関する2003年特別基金への譲渡	139,425
<b>総支出額</b>	<b>408,488</b>

ミナミマグロ保存委員会 (オプションA, 完全評価なし)	
予算案 - 2003年(CCSBT9の拡大委員会)	
	見積もり 2003
<b>収入</b>	
<b>加盟国分担金</b>	<b>1,442,007</b>
日本	521,726
オーストラリア	464,266
韓国	167,988
ニュージーランド	116,275
台湾漁業団体	171,752
<b>加盟国前減金</b>	<b>27,493</b>
日本	11,117
オーストラリア	9,923
韓国	3,764
ニュージーランド	2,689
台湾漁業団体	0
<b>留保基金からの繰越金</b>	<b>205,460</b>
<b>職員課徴金</b>	<b>120,000</b>
<b>利子収入</b>	<b>12,000</b>
<b>総収入額</b>	<b>1,806,960</b>
<b>支出</b>	
<b>年次会合(CCSBT10)</b>	<b>74,650</b>
通訳費用	27,000
会場借料	9,000
機材借料	20,000
その他の費用(SC議長の年次会合への出席を含む)	16,650
出版と通訳	2,000
<b>第3回SC/第4回SAG</b>	<b>270,200</b>
通訳費用	55,000
会場借料	19,500
機材借料	20,000
コンサルタントの雇用(SAG議長、SC議長、諮問パネル)	163,700
その他の費用	6,000
出版と通訳	6,000
<b>補助委員会</b>	<b>371,110</b>
第2回管理手続きワークショップ	179,450
インドネシア漁獲モニタリングワークショップ	49,200
第5回ERSワーキンググループ	41,000
評価計画会合	101,460
<b>特別プロジェクト</b>	<b>168,000</b>
管理戦略開発	84,000
SRPに関する閉会期間中作業	32,000
SRP放流標識計画調整費	52,000
<b>事務局経費</b>	<b>833,000</b>
事務局職員経費	420,000
職員課徴金	120,000
職員の年金/社会保障	90,000
職員の補償保険/旅行保険/物品保険	16,500
旅行/運搬費 - 海外及び国内	56,500
その他の委員会の報告書の翻訳	24,000
訓練	2,000
専門職員の異動に伴う経費-採用/離任	104,000
一時帰国手当て、本国帰国経費及び移転費	
<b>事務所管理費</b>	<b>90,000</b>
事務所借料	33,000
事務所の運営経費	35,000
物品購入費	4,000
通信費	12,000
その他	6,000
<b>総支出額</b>	<b>1,806,960</b>

## ミナミマグロ保存委員会

## 2003年特別予算-1 (SRP標識放流計画(表層漁業))

	見積もり <u>2003</u>
収入	
<b>加盟国分担金</b>	<b><u>422,575</u></b>
日本	153,226
オーストラリア	136,359
韓国	49,390
ニュージーランド	49,390
台湾漁業団体	34,210
<b>パイロット東海岸標識放流計画における2002年特別基金からの繰越金</b>	<b><u>139,425</u></b>
<b>総収入額</b>	<b><u>562,000</u></b>
支出	
<b>標識放流展開</b>	<b><u>562,000</u></b>
標識漂流船チャーター	331,000
標識装着経費	231,000
<b>総支出額</b>	<b><u>562,000</u></b>

## 2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議

みなみまぐろ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、みなみまぐろの効果的な保存と管理を確保するためにはベリーズの協力が必要であると認識していることを想起し、

また、本委員会が、1996年以来、みなみまぐろ資源の適正な保存と管理を確保するために、ベリーズとの協動的取り決めを確立しようと努力してきたことを想起し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことに留意し、

更に、同行動計画のパラグラフ2に従って、その船舶が、みなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方、みなみまぐろを漁獲している非加盟国としてベリーズを特定した2001年4月の決議、またそれが2001年10月に補強されたことに留意し、

本委員会が、正式に何回にもわたり、みなみまぐろのための保存管理措置の効果を減殺しないよう、その漁業活動を是正し、その点に関して取られた行動を本委員会に通知するよう要請する書簡をベリーズに送付したことを考慮し、

また、ベリーズから委員会と協力する意思を示す限定的な回答しかなく、その国内措置が実施されるまでは、ベリーズは漁船に関する情報を提供できないことを考慮し、

これら非加盟国の漁業活動が引き続き、みなみまぐろのための国際的に合意された保存・管理措置の効果を減殺していることに懸念を表明し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ5に従って、委員会によって採択された保存・管理措置の効果を減殺しないように、漁業活動を是正していない非加盟国として、ベリーズを特定する。
2. 事務局長に、委員会を代表してベリーズに書簡を送付し、これら非加盟国に行動計画パラグラフ5の下でそれらを特定した委員会の決定を通知し、また委員会と協力するための行動をとること、また、みなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺しないように、その漁業活動を是正することを再び要請することを指示した。
3. また、本委員会が、次回年次会議の前に、その最終要請への満足のいく回答を受理しないかぎり、非加盟国がみなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺する漁業活動の実行を続けることを防止するため、恣意的又は不当な差別、あるいは偽装された貿易制限を回避した貿易制限措置を課すことを検討することを通知するよう事務局長に指示する。
4. 次回年次会議で、本委員会が、その会合又はそれ以前に、これら非加盟国がみなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺しない漁業活動を確保するための適切な行動を行っているとは判断しない限り、行動計画パラグラフ6に従って、ベリーズからのみなみ

まぐろ及びいかなる形態でのその製品の輸入禁止を含み得る適切な措置を決定する。

## オーストラリアのミナミマグロ漁業

1999/00 年及び 2000/01 年漁期

著者：ジェイヘンダー(AFFA)、アンディーボッツワース(AFMA)

2002年10月1日

## 1. 序論

1999-00 割当年度（1999年12月1日から2000年11月30日）における、オーストラリアのミナミマグロの国内漁獲量は5,257トンであった。2000-01 割当年度（2000年12月1日から2001年11月30日）の漁獲量は5,247トンであった。

## 2. 操業上の規制

*規制的措施*

国内の操業は、1995 年のミナミマグロ管理計画のもとで法定される漁獲権利(SFRs)である個別譲渡可能漁獲枠 (ITQs)で管理されている。委員会は1998年以降、全水域の総漁獲許容量 (TAC) を決定していないが、オーストラリアは同国の漁獲制限を1989-90年以降据置きとなっている5,265トンとすることに合意した。

オーストラリアは、国内のはえ縄漁業における偶発的漁獲を削減するため、入漁規制を継続している。ミナミマグロが多く生息する水域での操業において、同様の偶発的漁獲を許容できるだけの十分な漁獲枠を保有しないはえ縄漁業者は、それらの水域での操業が禁止されている。入漁権が与えられている漁業者には、漁船モニタリング制度やオブザーバー・カバー率など、追加的なモニタリング及び遵守条件が課せられている。

## 3. 漁獲努力量

各漁期のミナミマグロの水揚げ量は以下の通りであった。

**1999-00 年度**

南オーストラリア州 5,143トン（畜養 5,130トン、はえ縄 13トン）

及び西オーストラリア州

ニューサウスウェールズ州 114トン（はえ縄）

及びタスマニア州

**2000-01 年度**

南オーストラリア州 5,168 トン（畜養 5,162 トン、はえ縄 6トン）

及び西オーストラリア州

ニューサウスウェールズ州 32 トン（はえ縄）

及びタスマニア州

南オーストラリア州の畜養事業向けにまき網で漁獲されたミナミマグロは、オーストラリアの漁獲枠の 98.6% を占め、残りのはえ縄で消化された。両漁期を通じ、南オーストラリア州沖の竿釣り漁業、タスマニア州沖のトロール漁業におけるミナミマグロの漁獲はなかった。1988-89 年から 2000-01 年の漁具別、州別の漁獲量を表 1 に示した。暦年ベースの2000 年及び 2001 年のミナミマグロ漁獲量はそれぞれ図 1 と図 2 に示した。

## 4. 歴史的な漁獲努力量

オーストラリアのミナミマグロ漁業は、1980 年代の全水域の総許容漁獲量ならびに国別配分の削減を受け、大幅な再建が見られた。添付 A に、1988-89 年以降の各部門別の漁獲量をまと

めた。機密性保持のため、5 隻以下の漁船で構成されるグループのデータは公表できないことから、いくつかの漁法については集計データを提示した。

## 5. 年間の船団サイズと分布

2000-01 年には、合計 57 隻の商業船がオーストラリア水域においてミナミマグロの水揚げを行った。2000-01 年漁期中、1 隻のはえ縄漁船が 1 州以上で操業した。

### 南オーストラリア州

晩春から秋にかけてオーストラリア大湾東部の表層水域に出現する1歳から5歳魚のミナミマグロを対象とした操業は、2000-01 割当年度中、8 隻のまき網漁船により行われたが、各種の生餌用漁船、ポンツーンの曳航船、撒き餌漁船も操業に関わった。また、2000-01割当年度中、2 隻のはえ縄漁船もこの水域でミナミマグロを漁獲したことが報告されている。漁期は2000年12月下旬から2001年3月であった。

### 西オーストラリア州

2000-01 年度中、17 隻のはえ縄漁船が西オーストラリア州沿岸沖で少量のミナミマグロを漁獲した。機密性保持のため、同州の全漁獲量を南オーストラリア州のはえ縄漁獲量に含めた。

### ニューサウスウェールズ州

2000-01 年度中、37 隻の国内はえ縄漁船がニューサウスウェールズ州の深海水域において、冬期、未成魚と成魚を対象とした操業を行った。同州沖のはえ縄漁業は 2001 年 5 月に開始し、2001 年 11 月に終了した。

### タスマニア州

漁獲枠の制限のため、2000-01 割当年度中、2 隻のはえ縄漁船のみが同水域において操業した。機密性保持のため、全漁獲量をニューサウスウェールズ州の漁獲量に含めた。

## 6. 歴史的な船団サイズと分布

オーストラリアは1950年代初頭から、ニューサウスウェールズ州沖ならびに南オーストラリア州沖においてミナミマグロを対象とした操業を初め、その後（1970年）西オーストラリア州沖での操業も開始した。漁獲量は1982 年に最高水準の 21,500 トンに達した。この時期の大半の漁獲は缶詰用として利用された。

1980 年代中頃から末にかけて、徐々に供給先が日本の刺身市場に移り、漁獲物の多くがオーストラリア大湾において日本の冷凍船に転載されるようになった。

オーストラリアの総漁獲許容量が14,500トンに設定されたことを受け、1984 年には個別譲渡可能漁獲枠 (ITQ) 管理計画が導入され、漁獲枠の所有権の再配分が行われた。1980 年代後半には、オーストラリアの総許容漁獲量は 5,265 トンに削減され、更なる再建が進んだ。1990 年から1994 年の間は、オーストラリアの漁獲枠の約半分が日豪合弁事業のはえ縄漁船により消化された。1995 年に合弁事業が終了したことに伴い、オーストラリアの操業は再び表層漁業が中心となり、竿釣りによる漁獲は生鮮チルド商品として日本の刺身市場に、まき網による漁獲は畜養にまわされるようになった。

1992 年以降、畜養向けのみナミマグロ漁獲が徐々に増え、2000-01 年漁期にはこの部門がオーストラリアの漁獲枠の 98% 以上を占めた。

## 7. 漁業のモニタリング

モニタリング、遵守ならびに調査の目的のため、漁業者ならびに漁獲物受取者は、一連のログブックや関連の漁獲報告書を作成し、AFMAに提出することが法律で義務付けられている。漁法により記入する書類が異なる。一定期間内にログブックや投棄漁獲物の全データを AFMA

に提出することが義務付けられている。AFMAの遵守担当官は、少なくとも年に1回の監督あるいは必要に応じた頻度で監督を行い、データの検証を行う。モニタリングと遵守のレベルを高めるため、ミナミマグロ漁業のモニタリングのアレンジメントを定期的に見直し、改良している。

#### 漁獲物投棄の記録

ミナミマグロの漁獲物投棄の記録は、畜養以外の目的で漁獲されるミナミマグロを対象とし、漁獲物の積み降ろし直後に漁業権所有者ならびに第1受取人が署名することとなっている。漁獲物投棄の記録のデータを検証するためのものである。

#### オーストラリア漁業日誌及び畜養移転の記録

浮魚を対象としたはえ縄もしくはその他の竿釣りの漁業者は、当該ログブックで記録することが義務付けられている。まき網漁業の場合は、畜養ミナミマグロについてのみ、（漁獲枠を保有する）漁船の漁労長が「オーストラリアまき網及びさお釣り漁業日誌」を記入することが義務付けられている。ミナミマグロ運搬船の免許所有者もしくはその代表者は、「畜養場移転記録」を記入し、モニタリング会社に提出することが義務付けられている。モニタリング会社は曳航用の生簀から畜養生簀に魚が移転されるときに魚のカウントを行う。

#### 畜養投棄記録

畜養事業の調査とモニタリングのためのデータが入手できるよう、一定のプロセスが設定されている。AFMAは毎年、畜養事業をモニタリングする独立の機関との契約を結ぶ。漁獲時及び曳航中の死亡を所定の書類に記録し、AFMA担当官の要請に応じて提示することが義務付けられている。

ミナミマグロが曳航用生簀から畜養生簀に移転されるとき、AFMAが契約したモニタリング会社によりビデオ撮影が行われる。このビデオを使い、畜養生簀に移した魚を数える。この数に（40サンプルから得た）平均体重を掛けた数量を、畜養投棄記録を使用して漁獲枠から差し引く。1999-00年、2000-01年ならびに2001-02年漁期は、これらの手続きやプロトコールをモニタリングするためのAFMA遵守担当官が雇用された。

#### オブザーバー・プログラム

まき網漁業ならびにはえ縄漁業のオブザーバー・プログラムは、2002-2003年漁期も実施し、目標を漁獲努力量の10%とした。

#### 禁漁期・水域

ニューサウスウェールズ州沖のはえ縄漁業における、漁獲枠以外のミナミマグロ漁獲を削減するため、ミナミマグロが回遊する水域には2000年からミナミマグロの漁獲枠を保有している漁船のみが入漁できるようにした。

## 1. その他

#### 輸入・輸出統計

オーストラリアのすべての輸出漁獲物を記録する貿易情報制度 (TIS) を引き続き実施し、改良を加えた。TIS書類は、輸出物の最終取扱者である輸出免許を保有する企業の責任者が作成し、政府担当官が確認する。この書類は、畜養ならびに畜養以外のすべてのミナミマグロに適用される。このプログラムを通じ、すべてのミナミマグロの輸出を記録し、日本の輸入統計と比較できるようにしている。

#### 市場

オーストラリアのミナミマグロ漁獲の95%以上は、日本に輸出されている。

割当年	西オーストラリア		南オーストラリア			ニューサウスウェールズ			タスマニア			大型はえ縄漁船			オーストラリア 合計				合計 全漁具		
	アルパニー 竿釣り	エスヘランス 竿釣り	合計	竿釣り まき網	畜養 生簀	はえ 縄	合計	竿釣り まき網	はえ縄	合計	トロー ル	はえ縄	合計	豪 用船	合弁 事業	合計	国内 表層	国内 はえ縄		合計 はえ縄	RTMP
1988-89	204	221	425	4872	0	0	4872	0	1	1	2	0	2	0	684	684	5299	1	685	0	5984
1989-90	133	97	230	4199	0	0	4199	0	6	6	14	0	14	0	400	400	4443	6	406	0	4849
1990-91	175	45	220	2588	0	0	2588	0	15	15	57	0	57	255	881	1136	2865	15	1151	#300	4316
1991-92	17	0	17	1629	138	14	1781	34	90	124	36	20	56	59	2057	2116	1854	124	2240	800	4894
1992-93	0	0	0	716	722	68	1506	16	238	254	23	44	67	0	2735	2735	1477	350	3085	650	5212
1993-94	0	0	0	621	1294	55	1970	0	286	286	7	105	112	0	2299	2299	1922	446	2745	270	4937
1994-95	0	0	0	908	1954	2	2864	0	157	157	4	109	113	0	1295	1295	2866	268	1563	650	5080
1995-96	0	0	0	1447	3362	0	4809	28	89	117	0	262	262	0	0	0	4837	351	351	0	5188
1996-97	0	0	0	2000	2498	0	4497	7	229	236	2	242	244	0	0	0	4507	472	472	0	4978
1997-98	0	0	0	916	3488	0	4403	0	475	475	10	219	219	0	0	0	4433	664	664	0	5097
1998-99	0	0	0	28	4991	0	5018	0	97	97	10	116	116	0	0	0	5016	216	216	0	5232
1999-00*	0	0	0	0	5130	13	5143	0	114	114	0	10	10	0	0	0	5130	127	127	0	5257
2000-01	0	0	0	0	5162	6	5168	0	32	32	0	10	10	0	0	0	5162	38	38	0	5247

\*漁期：1988-89年から1990-91年は10月1日から9月30日；1991-92年は1991年10月1日から1992年10月31日；1992-93年及び1993-94年は11月1日から10月31日；

1994-95年は1994年11月1日から1995年12月15日；1995-96年は1995年12月16日から1996年12月15日；1996-97年は1996年12月16日から1997年11月30日；1997-98年、1998-99年、

1999-00年、2000-01年は12月1日から11月30日

#1990-91年にはさらに700トンの「冷凍」（表に含まれていない）があった。

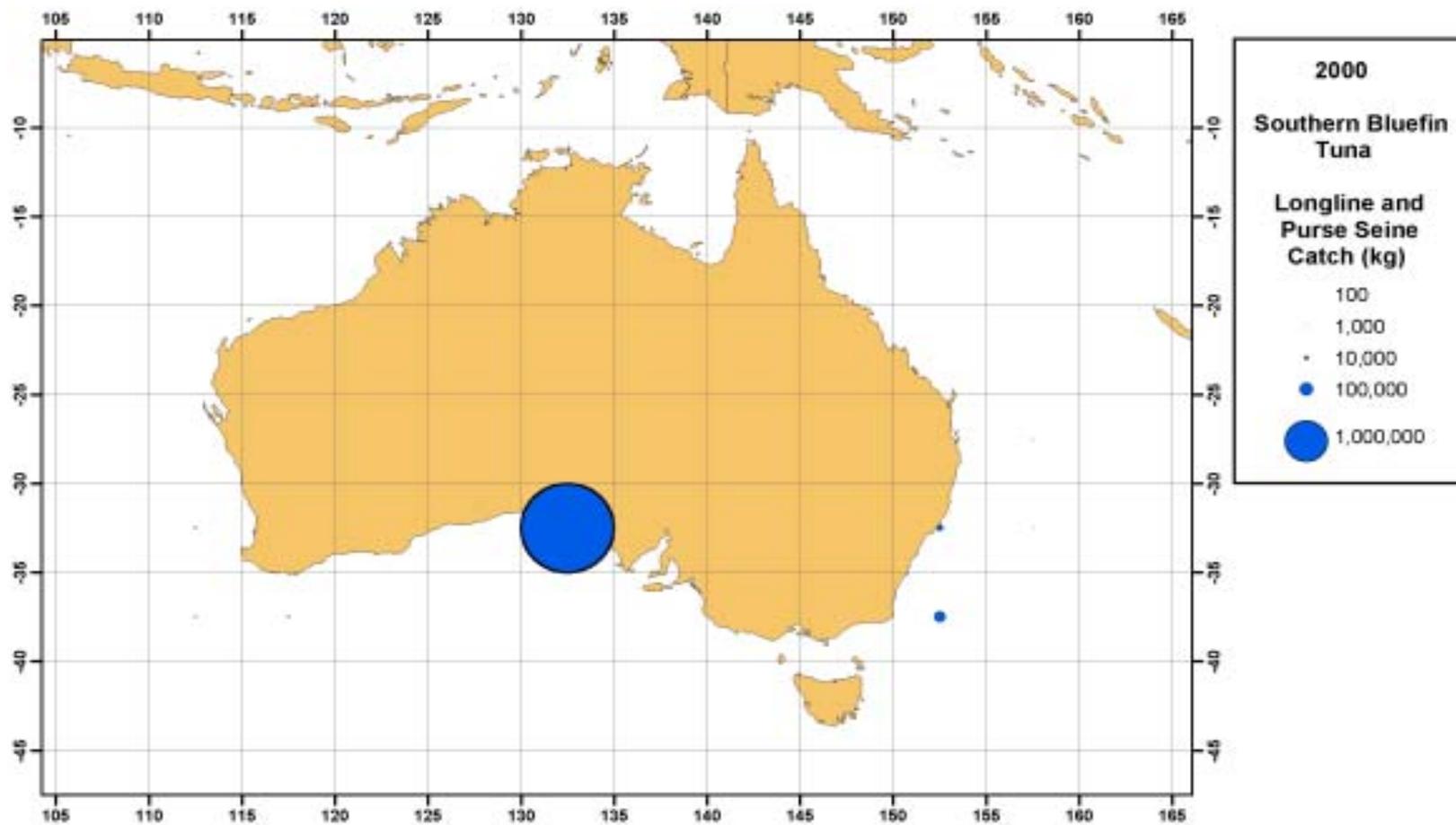
^機密性保持のため、1997-98年及び1998-99年の西オーストラリアと南オーストラリアの畜養以外の漁獲は、南オーストラリアの竿釣り・まき網漁獲に含め、1999-00年及び2000-01年の西オーストラリアのはえ縄漁獲は南オーストラリアのはえ縄漁獲に含めた。

~機密性保持のため、1997-98年と1998-99年のニューサウスウェールズ（NSW）の竿釣り・まき網漁獲は、NSWのはえ縄漁獲に含めた。

!機密性保持のため、1997-98年及び1998-99年のタスマニアのトロール漁獲は、タスマニアのはえ縄漁獲に含め、1999-00年及び2000-01年のタスマニアのはえ縄漁獲はNSWのはえ縄漁獲に含めた。

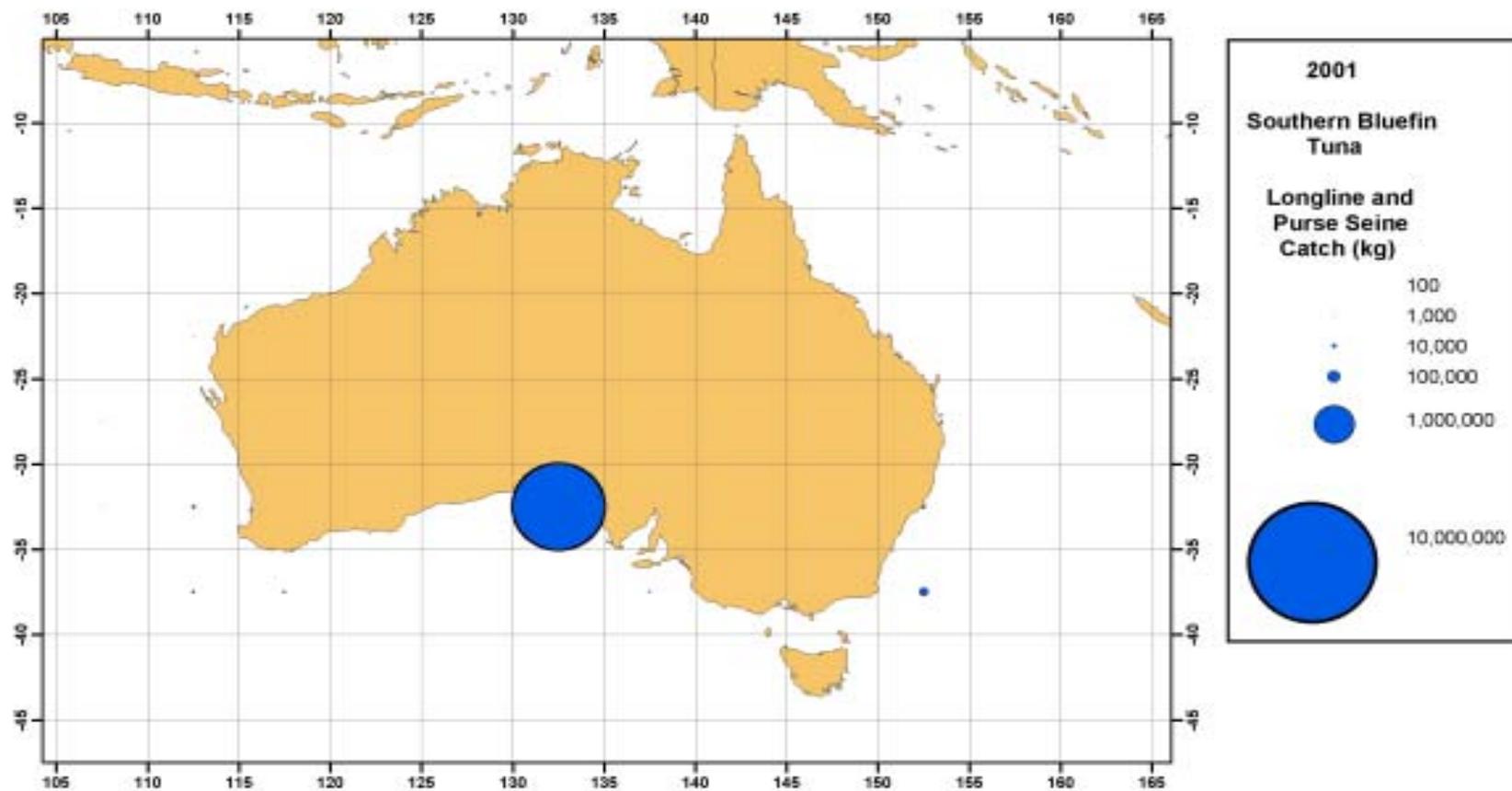
表 1: 1988-89 割当年度から 2000-01 割当年度の漁具別、州別のオーストラリアの漁獲量

図1: 2000年のオーストラリアのミナミマグロ漁獲量



Note: Purse seine catch is from single area, centred at latitude -32.5 and longitude 132.5. All other catch points represent SBT caught by longline.

図 2: 2001 年のオーストラリアのミナミマグロ漁獲量



Note: Purse seine catch is from single area, centred at latitude -32.5 and longitude 132.5. All other catch points represent SBT caught by longline.

## 2001/2002 年の台湾のミナミマグロ漁業のレビュー

### 1. 序論

台湾は 1970 年代からミナミマグロの漁獲を行ってきた。季節対象のミナミマグロ漁業と、ビンナガやメバチを対象とする漁業におけるミナミマグロの混獲の両方がある。季節対象のミナミマグロ漁業は、主に超低温冷凍庫を装備したはえ縄船により、6 月から 9 月までの期間と 10 月から翌年 2 月までの 2 つの季節に、南緯 35° の水域で行われる。年間を通じた漁業はない。2001 年の年間漁獲量は暫定的に 1,580 トンと推定された。2002 年の漁獲統計は、後期の操業が、当報告書の作成時点で続行中であつたため入手できていない。

### 2. 操業上の努力量規制

#### *規制的措施*

台湾は 2002 年に CCSBT 拡大委員会の加盟国となり、1,140 トンの国別配分に合意した。年間漁獲量の約 75%は、季節対象の漁船に、残り 25%は混獲船に配分された。各漁船は操業する前に、政府からの承認を受けるため、ミナミマグロを対象とする漁船もしくは混獲船として、マグロ協会に登録することが義務付けられている。

ミナミマグロの漁獲情報を迅速に得て、ミナミマグロの総漁獲量を自主的な漁獲制限内に収めるため、1996 年から、各船はミナミマグロを漁獲した際に、漁獲物の体重と漁獲位置を週ごとに当局に報告することとなった(週間報告)。より正確な漁獲情報を得るため、この制度は 2002 年に改善された。台湾はまた、貿易情報スキーム (TIS) に遵守するため、2000 年以降のミナミマグロの輸出について、ミナミマグロ統計書類の発行を始めた。また、2002 年以降、ミナミマグロを漁獲する全船は、VMS を搭載し、モニタリング・センターに漁船の位置を報告することが義務付けられた。ミナミマグロの産卵場における操業は禁止されており、産卵場を保護するため、産卵場からの漁獲については TIS 書類を発行しないこととした。

### 3. 漁獲努力量

2001 年の暫定的な年間漁獲量は 151 隻により 1,580 トンと推定された。その内、約 60-70%はインド洋南部及び中部における漁獲であつた。正確な数字は現在検証中である。2002 年については、後半の漁期が現在も続いているため、

漁獲統計はまだ入手できていない。ミナミマグロを対象とする漁船として登録されているのは 125 隻であるが、この数字は漁期の終わりごろに変わる可能性がある。

#### 4. 歴史的な漁獲努力量

1980 年代におけるミナミマグロの漁獲量は比較的 low、年間約 250 トンであった。マグロはえ縄船の船団の拡大、遠洋はえ縄漁業の発展、ならびに漁場の拡大に伴い、年間漁獲量は著しく増加した。特に、1989 年から 1992 年の間にミナミマグロの漁獲量が増加したが、漁獲の 1/4 は流し網漁業によるものであった。1993 年の UNGA の決議に基づき、流し網漁業が廃止されてから、ミナミマグロの漁獲量は通常レベルに戻り、1990 年代は 800 トンから 1,600 トンの間で推移した（表 1）。

#### 5. 年間の船団サイズ及び分布

2001 年には 151 隻のはえ縄漁船がミナミマグロを漁獲した。しかし、国別配分が削減されたため、ミナミマグロ対象の登録漁船数は 125 隻に削減された。漁場は主に南緯 20°からの 40°の水域で、6 月から 9 月までの季節はインド洋の南部及び中部、10 月から翌年 2 月までの季節はインド洋南部、ならびに大西洋の東境までのインド洋西部の水域であった。

#### 6. 歴史的な船団サイズと分布

1992 年以降、3 つの海洋において、ミナミマグロははえ縄船のみにより漁獲されている。努力はインド洋に集中している。週間報告と貿易業者の情報によると、1998 年から 2001 年の間、約 140 隻の遠洋はえ縄船がミナミマグロの水揚げを行っており、その大半がインド洋で操業した。

#### 7. 漁業のモニタリング

TIS の実施を通じて、より詳細な情報をタイムリーに集める努力が払われ、漁業の理解向上とモニタリングの改善が進められている。2002 年以降、ミナミマグロ統計書類を得るためには、改善された週間報告書に、毎日の漁獲量、操業位置ならびに投棄を記録することが必要となった。また、漁船の活動をモニターするため 2002 年 4 月から、ミナミマグロを漁獲する船には VMS の搭載が義務付けられた。

#### 8. その他

## 輸入・輸出統計

台湾から輸出されるすべての魚を記録する貿易情報スキームが導入された。このプログラムは、ミナミマグロの全記録を提供し、日本の輸入統計と比較することができるものである。

## 市場

ミナミマグロは主に日本の刺身市場向けに輸出されている。

表 1. 1971 年から 2001 年までの台湾の遠洋はえ縄漁業及び流し網漁業の  
ミナミマグロの年間漁獲量 (2001 年のデータは暫定)

単位：トン

年	深海はえ縄	流し網	合計
1971	100		100
1972	17		17
1973	12		12
1974	1		1
1975	9		9
1976	2		2
1977	1		1
1978	20		20
1979	53		53
1980	64		64
1981	92		92
1982	171	11	182
1983	149	12	161
1984	244	0	244
1985	174	67	241
1986	433	81	514
1987	623	87	710
1988	622	234	856
1989	1,076	319	1,395
1990	872	305	1,177
1991	1,353	107	1,460
1992	1,219	3	1,222
1993	958		958
1994	1,020		1,020
1995	1,431		1,431
1996	1,467		1,467
1997	872		872
1998	1,446		1,446
1999	1,513		1,513
2000	1,448		1,448
2001*	1,580		1,580

## 2002年漁期の日本のミナミマグロ漁業のレビュー (2002年漁期が終了していないため、暫定報告)

### 1. 序論

- (1) 2002年9月30日時点での2002年漁期(2002年3月1日から2003年2月28日)のミナミマグロ総漁獲量は5,693トンであった。
- (2) 日本の長期的な景気後退ならびにマグロ輸入量の増加により、マグロの需要は低下し、魚価が低迷しているため、同国の遠洋まぐろはえ縄漁業は厳しい経済状況を強いられている。

### 2. 操業上の規制

- (1) 日本政府は、各漁期のミナミマグロの漁獲量を、CCSBTで合意された総漁獲許容量ならびに国別配分に基づき管理している。
- (2) 2002年漁期の漁獲量が合意されなかったため、暫定的な漁獲制限を6,065トンとし、操業を開始した。
- (3) 日本政府は、産卵場ならびに若齢魚を保護するため、禁漁期と禁漁水域を設定して操業を管理している。
- (4) 業界は、3つの操業水域(タスマニア・シドニー沖の公海、ケープタウン沖の公海、ならびに南インド洋)における操業開始日を自主的に設定し、各水域で操業する漁船の隻数を制限している。

### 3. 漁獲努力量(添付1参照)

2002年漁期の操業は、タスマニア・シドニー沖の公海では69隻による漁獲量が1,960トンに達した時点で、またケープタウン沖の公海では96隻による漁獲量が3,308トンに達した時点で終了した(ミナミマグロを対象とする船として選ばれた99隻の内、3隻は操業を行わなかった)。南インド洋における操業は現在も続行している。

### 4. 歴史的な漁獲努力量(添付1参照)

- (1) 1998年漁期は、委員会が総漁獲許容量と国別配分を決定しなかったため、日本政府は自主的措置として、前年に合意された国別配分と同じ6,065トンを漁獲制限とした。1998年漁期の実績は6,038トンであった。
- (2) 1999年漁期も、委員会が総漁獲許容量を決定しなかったため、日本政府は当初1998年漁期と同レベルの自主的措置をとった。しかし、日本が行った調査漁獲に関するITLOSの暫定措置が決定された後は、さらに711トン削減し、5,354トンとした。
- (3) 2000年漁期は、日本政府は漁獲制限を自主的に1997年に合意された国別配分6,065トンより1,487トン低い4,578トンに設定した。しかし、ITLOSの暫定措置が2000年8月に覆されたため、2000年9月に漁獲制限を6,065トンに戻した。2000年漁期の実績は6,027トンであった。
- (4) 2001年漁期の操業は、暫定的に6,065トンの漁獲制限で開始したが、その後、関係加盟国と協議し、6,421トンに変更した。2001年の実績は6,647トンであった。

## 5. 年間の船団サイズと分布 (添付1参照)

2002年漁期には、227隻の漁船がミナミマグロを対象とする操業を行うために選ばれた。タスマニア・シドニー沖の公海では69隻、ケープタウン沖の公海では99隻(内、3隻は操業せず)、南インド洋での操業船は59隻であった。

## 6. 歴史的な船団サイズと分布 (添付1参照)

- (1) 1998年漁期末まで、毎年257隻の漁船が操業していた。
- (2) 日本はFAOで合意された行動計画に基づき、遠洋まぐろはえ縄船の減船を実施し、1999年漁期は227隻(1998年漁期より30隻減)が操業した。
- (3) 2000年漁期は、ITLOSの暫定措置に基づき漁獲枠を削減したため、ミナミマグロを対象とする漁船は172隻となった。しかしその後、暫定措置が覆されたことを受け、9月には枠を増加し、漁船の数も27隻増やし、合計199隻が操業した。
- (4) 2001年漁期のミナミマグロを対象とする漁船数は1999年レベルの227隻となった。

## 7. 漁業のモニタリング

- (1) 日本政府は業界に対し、ミナミマグロの漁獲枠を管理するため、10日に1度漁獲量の報告をするよう通達した。
- (2) 日本政府は、漁場での監視船の配置、操業中の漁船へのオブザーバーの乗船、さらに漁船にVMSの搭載と政府への毎日の位置報告を義務付けるなど、漁業管理とモニタリングに必要な措置をとった。
- (3) 2002年漁期中、3隻の監視船を漁場に送り、乗船オブザーバー数は19とした。

## 8. その他 (日本のミナミマグロ輸入量については添付2参照)

- (1) 日本へのミナミマグロ輸入量は、1993年から1998年にかけて大幅に増加した。1998年以降の輸入量は10,000トン強(製品重量)で横ばいとなっている。
- (2) 2001年のミナミマグロ輸入量は、10,926トン(製品重量)であった。ミナミマグロの主要な輸出国は、オーストラリア、台湾、韓国、ニュージーランド、インドネシアで、この5カ国が全体の約99.5%を占めた。
- (3) 最大の輸出国であるオーストラリアからの輸入量は徐々に増え、2001年に8,186トン(製品重量)に達した。これは、日本のミナミマグロ総輸入量の74.9%に相当する。

## 日本のミナミマグロ漁業の漁獲努力量の傾向

		合計	ミナミマグロを対象とする漁船					その他	
			タスマニア及び シドニー沖公海	ケープ沖 公海	南インド洋沖 公海	タスマン海域 EEZ	豪東岸沖 EEZ	混獲のみ	
1997	海域別漁獲配分	5,757mt	1,229mt	2,850mt	1,278mt	200mt	200mt	-	
	漁獲実績	5,588mt	1,216mt	2,831mt	1,288mt	204mt	13mt	36mt	
	漁船数	-	82隻	110隻	65隻	8隻	-	-	
	操業期間	-	4月21日から 7月8日まで	5月1日から 7月31日まで	9月1日から 12月14日まで	6月4日から (**1)	-	3月1日から 2月28日まで	
1998	海域別漁獲配分	6,065mt	1,350mt	2,600mt	2,115mt	-	-	-	
	漁獲実績	6,038mt	1,313mt	2,759mt	1,893mt	-	-	73mt	
	漁船数	-	82隻	110隻	65隻	-	-	-	
	操業期間	-	4月21日から 7月31日まで	5月1日から 8月10日まで	9月5日から 12月5日まで	-	-	3月1日から 2月28日まで	
1999	海域別漁獲配分	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-	-	-	
	漁獲実績	5,354mt	1,539mt	2,513mt	1,113mt	-	-	189mt	
	漁船数	-	69隻	99隻	59隻	-	-	-	
	操業期間	-	4月15日から5月31日 7月1日から8月10日	5月1日から 8月10日まで	9月1日から 12月1日まで	-	-	3月1日から 2月29日まで	
2000	海域別漁獲配分	当初	4,578mt	1,298mt	2,265mt	1,015mt	-	-	-
	(**2)	改正後	6,065mt	1,298mt	2,265mt	2,502mt	-	-	-
	漁獲実績		6,027mt	1,260mt	2,235mt	2,400mt	-	-	132mt
	漁船数	当初	-	52隻	75隻	45vessels	-	-	-
	(**3)	改正後	-	52隻	75隻	72vessels	-	-	-
	操業期間		-	4月15日から 8月1日まで	5月1日から 8月1日まで	9月1日から 12月27日まで	-	-	3月1日から 2月28日まで
2001	海域別漁獲配分	仮	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-	-	-
	(**4)	改正後	6,421mt	1,850mt	3,226mt	1,345mt	-	-	-
	漁獲実績		6,647mt	1,816mt	3,212mt	1,594mt	-	-	25mt
	漁船数	仮	-	69隻	99隻	59隻	-	-	-
		改正後	-	69隻	99隻	59隻	-	-	-
	操業期間		-	4月15日から 7月16日まで	5月1日から 8月2日まで	9月1日から 11月29日まで	-	-	3月1日から 2月28日まで
2002 (**5)	海域別漁獲配分(仮)		6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-	-	-
	漁獲実績		5,693mt	1,960mt	3,312mt	355mt	-	-	66mt
	漁船数		-	69隻	99隻	59隻	-	-	-
	操業期間		-	4月15日から 7月19日まで	5月1日から 7月5日まで	9月1日から (**6)	-	-	3月1日から 2月28日まで

注：ミナミマグロの漁期は3月から2月までである。

(\*\*1) 漁期の終了日は各船の終了日による。

(\*\*2) 仲裁裁判によりITLOSの暫定措置が覆されたため、当初の配分が改正された。

(\*\*3) 仲裁裁判によりITLOSの暫定措置が覆されたため、当初の隻数が改正された。

(\*\*4) 日本は自主的に漁獲制限を6,421トンに設定し、仮配分を改正した。

(\*\*5) 2002年9月30日現在の仮配分。

## 日本のミナミマグロ輸入統計

国・地域別の日本のミナミマグロ輸入（生鮮・チルド及び冷凍）

出典：財務省、日本貿易統計

(単位：kg)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
	1月から 12月まで	1月から 6月まで								
オーストラリア	1,803,284	2,515,613	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621	8,185,820	950,368
韓国	102,070	127,690	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426	932,889	566,564
台湾	537,239	962,166	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906	1,478,751	391,059
ニュージーランド	40,362	63,461	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316	199,813	205,317
スペイン	821		11,061							
インドネシア	244,258	281,212	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012	77,528	106,488
セイシェル							1,129		32,435	105,700
中国	542		9,183				373	3,738	3,172	6,928
フィリピン				182		4,415	69,170	15,041	16,197	16,777
ホンジュラス		21,479	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048		
シンガポール	1,219	24,417	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423		
グアム				680	454	3,673	2,429	1,900		
フィジー	1,963		445		396	181	972	526		
赤道ギニア						130,846	32,258	446		
パラオ	1,413	886		569	690		1,073	166		
タイ				333	376		645	125		
ベリーズ			3,380	9,534	278	91,849	39,580			
カンボジア						17,301	4,374			
マレーシア	563	497				271	836			
ギリシャ							502			
ウルグアイ	185		342	102	1,028		186			
トンガ			138				162			
米国	860	102	1,320			2,062				
パナマ					212,632					
クロアチア					729					
ミクロネシア連邦					195					
モルジブ					163					
ニューカレドニア	3,850				119					
ポルトガル					93					
バヌアツ				17,855						
フランス				2,995						
チリ				334						
クック諸島		111		140						
南ア	1,896									
トリニダード	1,354									
チュニジア			124							
合計	2,741,879	3,997,634	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694	10,926,605	2,349,201

## 第 9 回 CCSBT 年次会合に対する ニュージーランドのミナミマグロ漁業の報告

### 1. 序論

排他的経済水域内におけるミナミマグロを対象とした漁法は 3 種類あるが、表層はえ縄漁業が大部分を占め（約 96%）、残りはトロール漁業と手釣り漁業となっている。国内漁業では、船主が操業する小規模船（隻数はその年により異なる）や、ニュージーランドの企業による日本の低温遠洋はえ縄船（4 - 5 隻）の用船など、各種漁船が使用されている。双方とも、同国のミナミマグロ漁獲枠の規制を受ける。

2000/01 年のミナミマグロを対象とした漁業は主に、南島の西岸沖、ならびに北島の南緯 42 度以北の東岸沖で行われた。ニュージーランドは 1999/00 年の過剰漁獲分を補正するため、2000/01 年漁期の国別配分を 420 トンから 395 トンに削減した。漁獲量が 395 トンに達することが予測された 6 月末に漁期を終了したが、2000/01 年の漁獲量を集計した結果、漁獲枠より 33 トン少ない 362 トンとなったことが確認された。また、2001/02 年の総漁獲量は、ミナミマグロ漁期終了後の水揚げ量を含めて 452 トンとなった。420 トンの国別配分に対して 32 トン超過である。

### 2. 操業上努力量規制

#### 自主的措置

1991 年以降、ニュージーランドの水産業界は、業界の行動規範に基づき、はえ縄漁業に自主的な措置を実施してきている。行動規範には、漁具の仕様、環境基準、操業上の事項ならびに禁漁水域などが含まれている。行動規範の目的は、以下を最小限に留めることである。

- 混獲（例えば、海鳥や海洋哺乳類）
- 20 キロ以下のミナミマグロの漁獲
- その他の国内マグロ漁業への影響
- ミナミマグロはえ縄船の漁具競争

このほか、行動規範には含まれていないが実施されている措置として、水域ごとの漁獲制限の設定、海鳥の混獲が一定レベル以上に達した場合の操業水域の移動、複数のトリラインの使用、規定されているものよりも長い縄の使用、夜間投縄、鳥を脅すための空気銃の使用などがある。

### 規制的措置

ニュージーランドは、過去に合意された 420 トンの国別配分（原魚重量）を維持している。この漁獲制限は、すべての操業許可保持者に適用される。規制的措置により年間の漁獲制限が設定されており、制限量到達後にミナミマグロを漁獲すると処罰の対象となる。この漁獲制限は、ニュージーランド漁業水域内外における 10 月 1 日から 9 月 30 日までの漁獲年度に適用される。漁獲制限を超過した場合は、翌年にその分が削減される。

この漁獲制限は、2000/01 年漁期中頃まで、ミナミマグロ (*Thunnus maccoyii*) と太平洋クロマグロ（以前は *Thunnus thynnus*、現在 *Thunnus orientalis* となった）の両方に適用されていた。しかし、形態学的特長で太平洋クロマグロとミナミマグロを区別できることが確認されたことから、2000/01 年度のミナミマグロ漁期の後半から、ミナミマグロにのみ漁獲制限が適用されることになった。2001 年 6 月までのミナミマグロ水揚げ量の報告では、2 魚種は区別されていない。即ち、この時点までのミナミマグロ水揚げ量には両方の魚種が含まれている。

### 3. 漁獲努力量

表 1 は、1990 年以降のミナミマグロの漁獲量を漁具別に示したものであるが、この頃からニュージーランドのミナミマグロ漁業は、はえ縄が中心であったことが明らかである。努力量の大部分ははえ縄漁業が占め、手釣りならびにトロール漁業の努力量はごくわずかとなっている。表 2 は、ミナミマグロの総漁獲量を暦年ベースと漁業年度ベース（10 月 1 日から 9 月 30 日）でまとめたものである。図 1 は、1989 年からデータ処理が終了している直近の年である 2001 年までの努力量の傾向（単位：100 万本）を示したものである。この図から、努力量が増加したのは、メバチを主な対象としながらミナミマグロも混獲するニュージーランドの国内はえ縄船が増加したためであることが明らかである。現在、はえ縄の年間釣り針数は約 1000 万本、ミナミマグロを対象とした操業は全はえ縄漁業の約 20%となっている。

### 4. 歴史的な漁獲努力量

図 2 は、1980 年以降のミナミマグロの名目（標準化していない）CPUE を船団別に示したものである。外国船の CPUE は、1990 年と、ニュージーランド排他的水域内における最後の操業年であった 1995 年を除き、減少し続けている。用船船団（1989 年開始）ならびに国内船団（1991 年開始）の CPUE は、変動が激しい。操業慣習や各船団の操業水域に変化があったことから、1990 年代の名目 CPUE は、豊度を示す良い指標ではないとみなされている。

### 5. 年間の船団サイズと分布

ニュージーランドのはえ縄船団は操業水域を広げており、現在は北島、南島の東岸及び西岸の大半の水域で操業している。2001 年に操業したはえ縄船の総数は 132 隻で、内 70% は小型はえ縄船（50 トン以下）であった。

ミナミマグロを対象としたはえ縄操業は、主に南島の西岸沖及び北島の東岸沿いで行われる。また、プレンティール湾におけるメバチを対象としたはえ縄操業において、ミナミマグロは大きな混獲種となっている。図 3 は、2000/01 年におけるミナミマグロを対象としたはえ縄の位置を示したものである（用船及び船主操業船の両方）。

## 6. 歴史的な船団サイズと分布

ニュージーランドのミナミマグロ漁業は、1980 年代初頭に南島の西岸沖において、冬期の小型漁船からの手釣りならびにトロール漁業として開始した。これらの漁法は、1990 年以降、非常に限られたものとなっている。1980 年代から 1990 年代半ばまで、大半のはえ縄操業は日本のはえ縄船により行われていた。しかし、漁獲率の減少と漁期の短縮、ならびに排他的経済水域内における操業コストの上昇に伴い、外国船による操業は 1995 年に終了した。国内船によるはえ縄漁業は 1991 年にスタートし、少なくとも 2001 年までの間、徐々に隻数が増加した。図 4 に隻数と漁船のサイズ構成の変化を示した。

## 7. 漁業のモニタリング

### オブザーバー・カバー率

用船船団のオブザーバー・カバー率は、数年間にわたり 100% 達成されてきた。しかし、国内船については、船のサイズが小さいことや航海日数が短いために、漁業省では 10% のカバー率を達成するのに苦労している。その結果、当船団のオブザーバー・カバー率は概して低いものとなっている。2000/01 年漁期のカバー率は、ミナミマグロを対象としたはえ縄船の全釣針数の 42% であった（用船船団は全釣針数の 96%、国内船の 15%）。漁業省のオブザーバー配置の再編により、国内はえ縄船のカバー率は改善するものと期待されている。手釣り及びトロール漁業の比率は非常に小さいため、これらの漁船のオブザーバー・カバーは予定されていない。

### RTMP カバー率

漁業省は、ミナミマグロ漁期中の漁獲モニタリング制度を設けている。この制度の下、陸上の加工会社ならびに冷凍船（用船船団も含む）は、漁期を通じ漁業省に漁獲量を報告することが義務付けられている。報告の頻度は、漁獲枠を 25% 消化した以降は週ごと、50% を消化してからは毎日となっている。漁業省で報告をまとめ、分析し、できるだけ国別配分に近い数字に達した時点で漁期を終了させる。すべてのミナミマグロ漁獲免許保有者に漁期終了が通達され、残りの漁業年にミナミマグロを漁獲した場合は処罰の対象となる。

### 生物学的情報

漁業省の科学オブザーバー計画のオブザーバーは、ミナミマグロの生物学的データを集め、漁獲の特徴づけを行う責務を担う。2000/01 年には、777 尾のミナミマグロから耳石が収集され、5 個の標識が回収された（すべて CSIRO の標識、1

尾は SrCl の注入があった)。耳石は国立水圏大気研究所 (NIWA) に保存し、標識回収データは標識漂流期間に提供した。ミナミマグロならびにその他の主要な混獲種の体長、体重 (製品重量と原魚重量) ならびに性別に関する情報も定期的に記録した。合計 750 尾以上のミナミマグロの胃内容物が収集され、約 3000 尾のミナミマグロの測定が行われた。

## 8. その他

### 輸入・輸出統計

ミナミマグロの輸出統計は、税関が集計し、統計局がまとめる。さらに、ニュージーランド海産業界協議会も輸出統計をまとめ、同国の漁業の経済評価のデータベースとして維持している。

### 市場

排他的水域内で漁獲されたミナミマグロの唯一の市場は日本の刺身市場で、適切な品質の魚はすべて輸出される。国内消費はごくわずかである。

### 緩和措置

ニュージーランドでは、すべてのまぐろはえ縄船に鳥を脅す装置 (トリライン) の使用を義務付けている。トリラインの最低基準は CCAMLR により規定されている。国内の漁業業界は自主的な行動規範を設け、すべてののはえ縄船に対して夜間投縄を奨励し、また大型のはえ縄船に対して「リスクにさらされている」海鳥の混獲を規制している。

### 遊漁及び先住民によるミナミマグロの漁獲

ミナミマグロを対象とした遊漁は非常に限られており、漁獲量はごく少量である。商業漁業統計に含まれている以外のマオリ族によるミナミマグロの漁獲量の推定はない。

文書作成：タルボット・マレー

ニュージーランド、ウェリントン、国立水圏大気研究所 (NIWA)

表 1. 1990 年以降の漁法による SBT 漁獲の要約（トン）。推定漁獲量は、全体の水揚げ量を反するため、許可を受けた荷受け人の水揚げ報告にあわせて推定される。

年	引き縄	はえ縄	その他	合計
1990	49.3	314.7	165.2	529.2
1991	8.6	149.7	6.2	164.5
1992	9.5	261.3	8.4	279.2
1993	0.0	215.0	1.7	216.6
1994	0.4	276.1	0.5	277.0
1995	4.2	429.6	2.6	436.4
1996	2.0	136.8	0.4	139.3
1997	2.2	329.6	1.8	333.7
1998	6.8	328.7	1.6	337.1
1999	2.2	456.8	1.7	460.6
2000	0.7	379.6	0.0	380.3
2001	0.2	358.3	0.0	358.5

表 2. 許可を受けた荷受けの報告からの暦年及び漁業年ごとの SBT の総水揚げ量（トン）。

暦年	トン	漁業年	トン
1980	130		
1981	173		
1982	305		
1983	132		
1984	93		
1985	94		
1986	82	1986/87	60
1987	59	1987/88	94
1988	94	1988/89	437
1989	437	1989/90	529
1990	529	1990/91	165
1991	164	1991/92	279
1992	279	1992/93	216
1993	217	1993/94	277
1994	277	1994/95	435
1995	436	1995/96	140
1996	139	1996/97	333
1997	334	1997/98	331
1998	337	1998/99	458
1999	461	1999/00	381
2000	380	2000/01	366
2001	358	2001/02	447

図 1. 1989 年以來の漁獲対象ごとのニュージーランドの国内はえ縄漁業努力量 (百万鉤セット) (チャーター船及び国内所有・操業船合計)、白ひし形 = 全対象種、黒四角形 = SBT 対象セット。

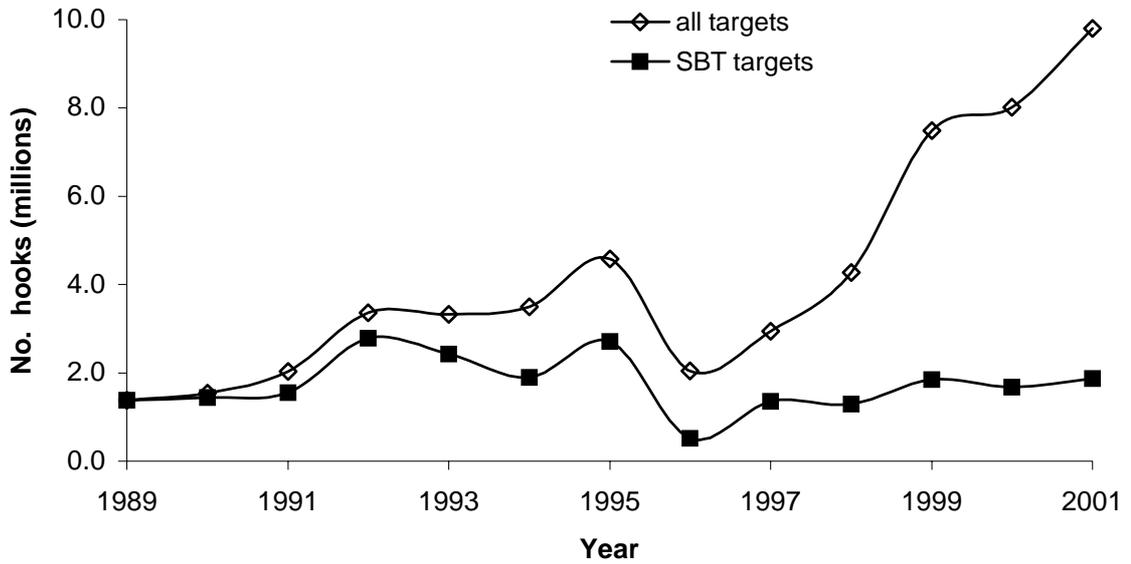


図 2. 1980 年以來 SBT を対象とした船団の名目的 CPUE (1000 鉤当たり)。

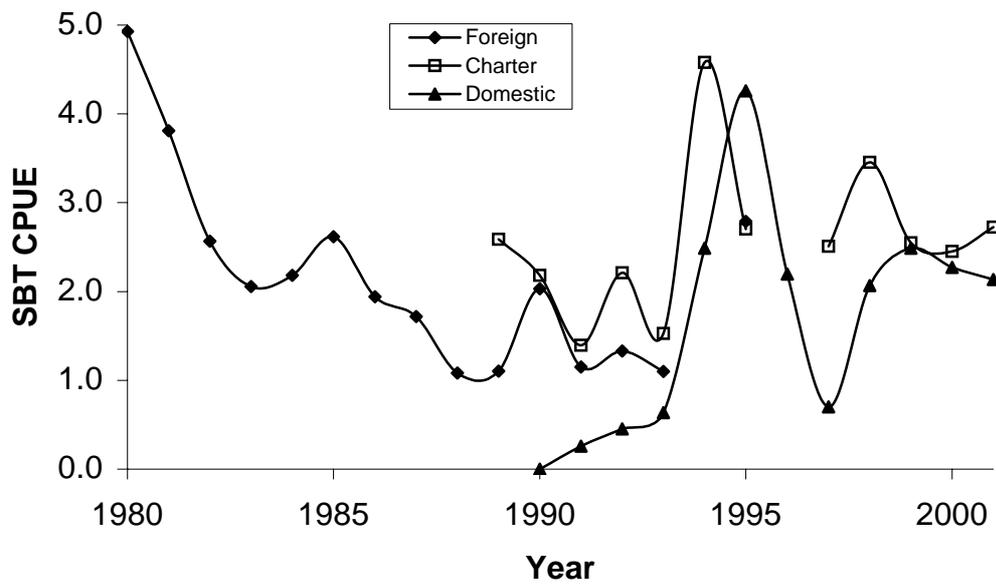


図 3. 2000/01 漁業年の SBT を対象としたはえ縄操業の分布 (チャーター船及び国内所有・操業船合計)。

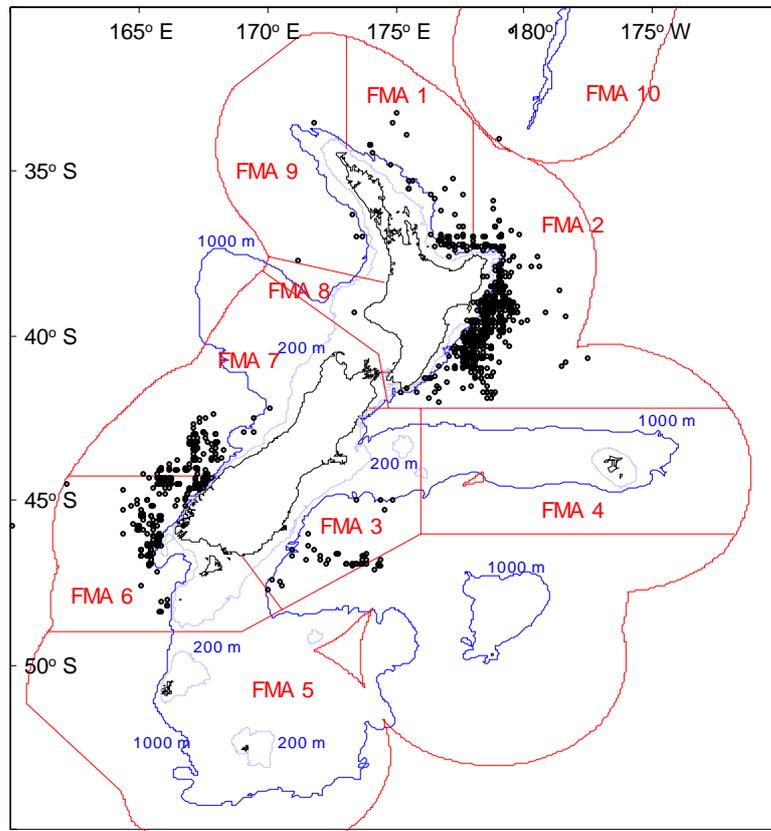
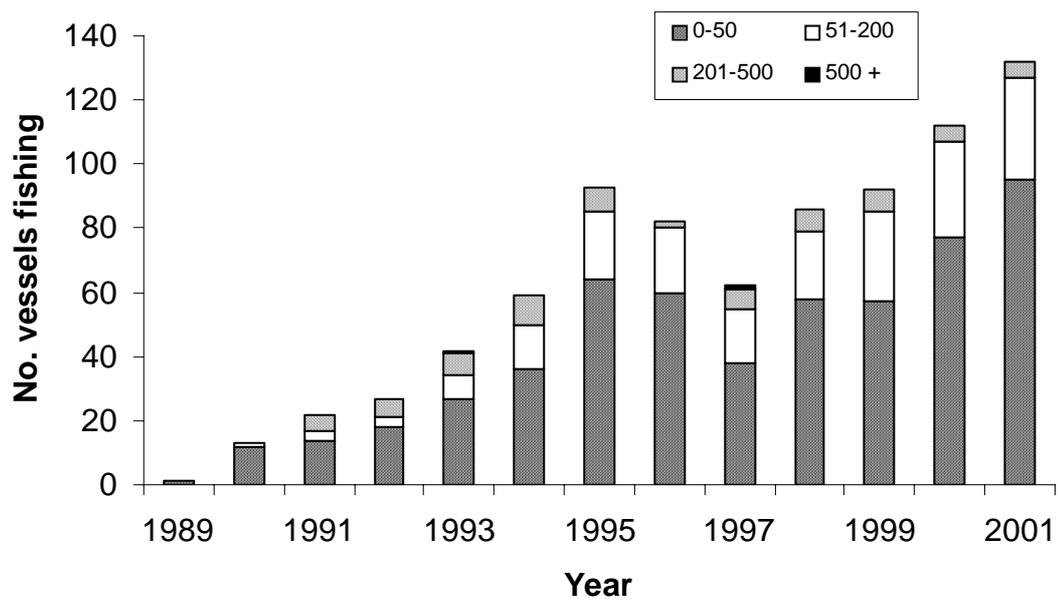


図 4. ニュージーランドのはえ縄船団規模構成 (GRT)における変化。



## インド洋における韓国のミナミマグロ漁業

大韓民国、国立漁業調査開発研究所

ダエ・イオン・ムーン、ジョン・ラック・コー、ドウ・ハエ・アン

### 序論

韓国のミナミマグロ漁業は、同国の遠洋漁業業界において 1990 年代初頭から始まった新しいマグロ漁業である。韓国船団によるミナミマグロ漁獲量は 1998 年にピークに達し、その後は近年まで減少している。これは、CCSBT の決議に沿い、韓国の水産会社が自主規制を実施し、船団サイズを縮小したことが主な要因である。また、韓国のはえ縄船が利益追求のため、漁場をインド洋から太平洋に移したことも、ミナミマグロ漁獲量の減少につながっている。

### 漁獲努力量

韓国のミナミマグロはえ縄漁業の漁期は通常、3 月から 11 月もしくは 12 月までである。従って、漁業統計は暦年ベースで収集され、報告される。韓国のはえ縄船は、3 月から 7 月もしくは 8 月までの漁期前半には南ア沖のインド洋西部の公海で操業し、その範囲はインド洋東部まで及ぶこともある。漁期後半は、オーストラリア沖のインド洋東部で操業が行われる。韓国は、ミナミマグロ漁業を開始した 1991 年にはオーストラリア水域で操業したが、その後 10 年間の操業パターンと漁場はほとんど変わっていない。

2001 年には、登録はえ縄船 16 隻の内、10 隻が通常の漁場において 735 トンのミナミマグロを漁獲した。これは 2000 年に比べ約 25%減である。2000-2001 年は、西部よりも東部の漁場における漁獲量の方が多かった。

### 名目（標準化していない）CPUE

韓国のミナミマグロはえ縄漁業の CPUE は、1994 年の釣針数 1000 本当たり 8.4 尾をピークに、その後は減少傾向にある。近年は 1000 本当たり 2.3 尾から 4.1 尾でほぼ安定している。月間 CPUE を分析した結果、西部の漁場では 1000 本当たり 2.7 尾から 5.6 尾であるのに対し、東部は 1000 本当たり 1.8 尾から 2.8 尾であり、漁獲効率は西部の漁場の方が高いことが確認された。

### サイズ組成

漁業者は船上において、定期的にミナミマグロのサイズ情報を収集しているが、

サンプルサイズは小さく、検証の手続きもないため、これらのデータの扱いには注意を要する。

過去5年間に韓国はえ縄船が漁獲したミナミマグロは、尾又長100cmから210cmまでで、平均体長は153cmとなっている。東部の漁獲物の方が西部のものより多少大きい。

## 船団サイズと分布

韓国のミナミマグロ漁業は、1991年に数隻のはえ縄船がメバチやキハダを対象とした熱帯水域の漁場から、ミナミマグロの漁場へ移動したときに開始された。韓国の漁業者は当初、ミナミマグロにあまり関心がなかったが、魚価の高さに着目し、1995年以降、はえ縄船の数が急速に増加し、1998年に最高の19隻に達した。しかし、その後は業界の自主規制により、年間のミナミマグロ船団は登録数である16隻を上回ることなく、2001年の漁獲実績は国別漁獲枠である1,140トンよりも低いものとなった。

## その他の関連情報

### オブザーバー・プログラム

韓国政府は、地域漁業機関の要件に準じたマグロ類を含む遠洋漁業のモニタリングを行うため、2002年に漁業オブザーバー・プログラムを開始した。開始当初のプログラムの規模は比較的小さく、CCSBT条約水域におけるミナミマグロはえ縄漁業など、緊急にオブザーバー・プログラムを実施する必要があった漁業のみを対象としたが、将来的にはオブザーバー・プログラムの規模を拡大しモニタリングが必要なすべての漁業を対象としていく予定である。

### データ収集制度

韓国では、同国のマグロ漁業データを収集するため、2つの制度を採用している。1つは韓国遠洋漁業協会が実施している魚種別の総漁獲量の記録である。韓国のすべての遠洋漁船は所属会社に、週に1度もしくは10日に1度の頻度で魚種別の漁獲体重を報告することになっている。協会はそのデータを月別、FAO漁場別に集計し、海洋漁業省に提出する。海洋水産省はその情報を確認し公開する。協会と海洋漁業省の両方が、公式な漁獲統計を公表している。2番目の制度は、ログブックに基づく漁獲努力量データのサンプリングである。この制度は農業水産省が1977年に法制化したものである。この国内規制により、遠洋漁船は操業後30日以内（国内船）もしくは60日以内（外国船）に、国立漁業調査開発研究所にデータ報告をすることが義務付けられている。

表1：1992-2001年の韓国はえ縄漁業のミナミマグロ漁獲量（尾数）、努力量（釣りかぎ数）、ならびにCPUE（尾数/1,000本）

月	品目	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
---	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

1月	漁獲量 努力量 CPUE	-	-	-	-	-	-	-	152 126,220 1.2		
2月	漁獲量 努力量 CPUE	-	-	-	-	6 6,003 1.0	-	197 44,720 4.4	-	1 75,240 0.1	
3月	漁獲量 努力量 CPUE	-	-	2,336 130,775 17.9	220 75,244 2.9	2,015 417,469 4.8	715 264,372 2.7	1,005 200,552 5.0	231 71,061 3.3	906 167,288 5.4	
4月	漁獲量 努力量 CPUE	-	674 85,200 7.9	503 60,480 8.3	1,814 172,228 10.5	501 96,164 5.2	3,377 686,783 4.9	1,441 405,594 3.6	1,989 397,563 5.0	260 87,840 3.0	971 323,922 3.0
5月	漁獲量 努力量 CPUE	-	186 41,340 4.5	337 61,740 5.5	584 166,100 3.5	582 178,022 3.3	2,794 568,574 4.9	327 213,789 1.5	1,065 472,224 2.3	146 90,228 1.6	687 291,856 2.4
6月	漁獲量 努力量 CPUE	-	144 82,970 1.7	120 37,800 3.2	213 31,300 6.8	303 110,223 2.7	2,170 447,790 4.8	1,251 295,180 4.2	2,274 493,267 4.6	274 114,440 2.4	829 366,909 2.3
7月	漁獲量 努力量 CPUE	-	65 35,740 1.8	421 72,270 5.8	190 47,104 4.0	1,125 164,267 6.8	4,812 594,640 8.1	1,753 265,680 6.6	1,560 206,830 7.5	614 128,310 4.8	496 157,558 3.1
8月	漁獲量 努力量 CPUE	81 50,129 1.6	140 58,870 2.4	1,415 67,740 20.9	394 67,204 5.9	1,686 171,195 9.8	2,269 415,836 5.5	1,892 350,650 5.4	1,544 493,878 3.1	272 164,509 1.7	1,412 532,332 2.7
9月	漁獲量 努力量 CPUE	257 83,312 3.1	22 24,710 0.9	674 45,344 14.9	487 191,845 2.5	258 56,320 4.6	1,031 537,920 1.9	824 306,050 2.7	580 471,730 1.2	960 265,267 3.6	987 473,548 2.1
10月	漁獲量 努力量 CPUE	63 15,050 4.2	-	87 40,120 2.2	77 61,542 1.3	669 287,645 2.3	1,049 516,846 2.0	397 246,550 1.6	140 167,221 0.8	252 183,500 1.4	840 494,814 1.7
11月	漁獲量 努力量 CPUE	88 82,628 1.1	-	138 56,161 2.5	250 214,928 1.2	377 259,522 1.5	645 557,407 1.2	515 273,240 1.9	341 256,800 1.3	197 184,579 1.1	663 360,302 2.3
12月	漁獲量 努力量 CPUE	69 83,160 0.8	-	-	47 33,920 1.4	76 64,700 1.2	235 198,508 1.2	350 214,820 1.6	189 165,826 1.1	60 80,675 0.7	337 123,769 0.4
合計	漁獲量 努力量 CPUE	558 314,279 1.8	1,231 328,830 3.7	3,695 441,655 8.4	6,392 1,116,946 5.7	5,803 1,469,305 3.9	20,397 4,941,773 4.1	9,662 2,880,645 3.4	10,839 3,452,111 3.1	3267 1,445,649 2.3	8,218 3,292,298 2.5

-: データなし

出典：国立漁業調査開発研究所 (NFRDI)

表2：1992-2001年の韓国はえ縄漁業のミナマガロの名目（標準化していない）  
漁獲量（トン）

月	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
1月	-	-	-	-	-	-	3	8	-	
2月	-	-	-	-	-	-	15	1	-	
3月		-	-	-	-	-	101	125	57	58
4月	-	-	-	-	-	185	191	180	68	81
5月	-	-	-	-	-	157	106	116	65	58
6月	-	-	-	-	-	169	159	169	81	88
7月	-	-	-	-	-	234	226	193	91	37
8月	-	-	-	-	-	169	227	164	164	119
9月	-	-	-	-	-	85	169	87	186	96
10月	-	-	-	-	-	84	180	81	110	87
11月	-	-	-	-	-	80	130	92	86	80
12月	-	-	-	-	-	75	55	55	79	31
合計	36(1)	80(1)	119(1)	317(3)	1,148(8)	1,238(14)	1,562(19)	1,271(16)	987(13)	735(10)

- : データなし

( ): 操業した漁船の隻数

出典 : 海洋水産省 (MOMAF)

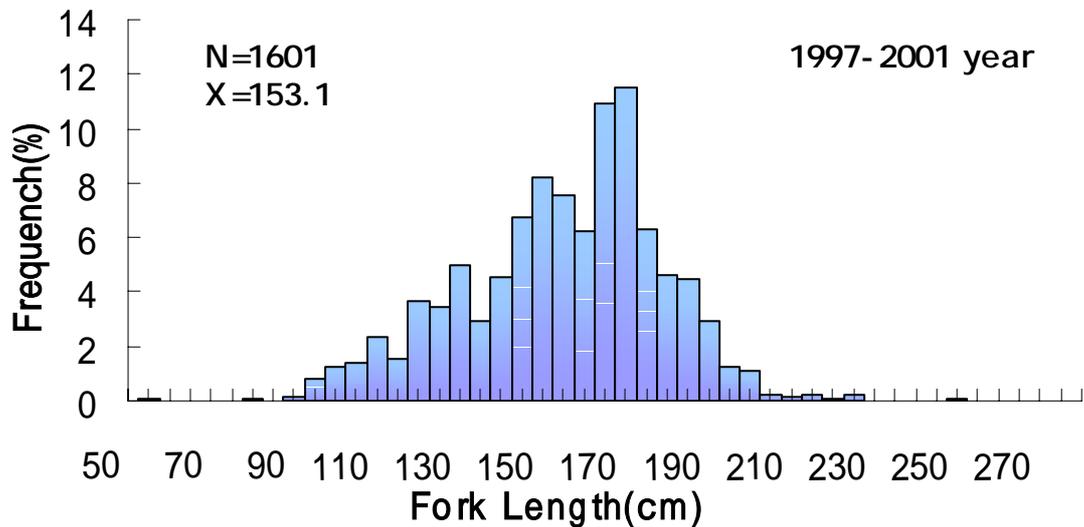


図1 : 過去5年間の韓国はえ縄船のミナミマグロ漁獲の体長分布

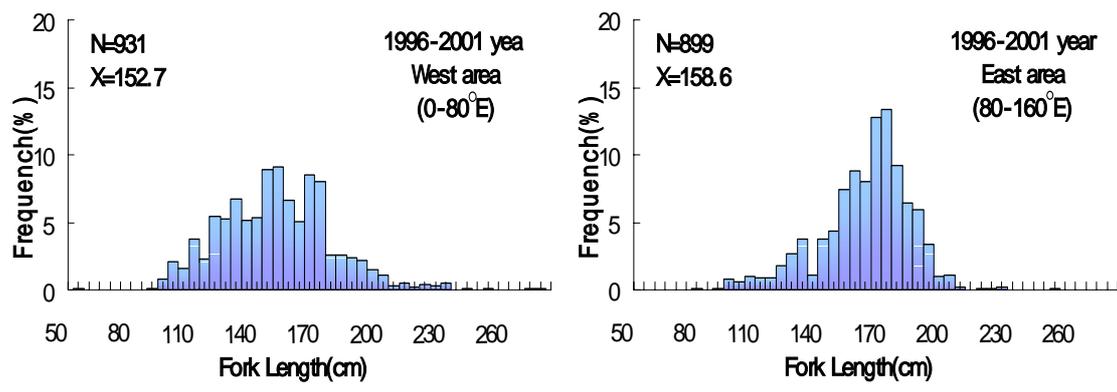


図 2 : 漁場別のミナマガロの体長分布

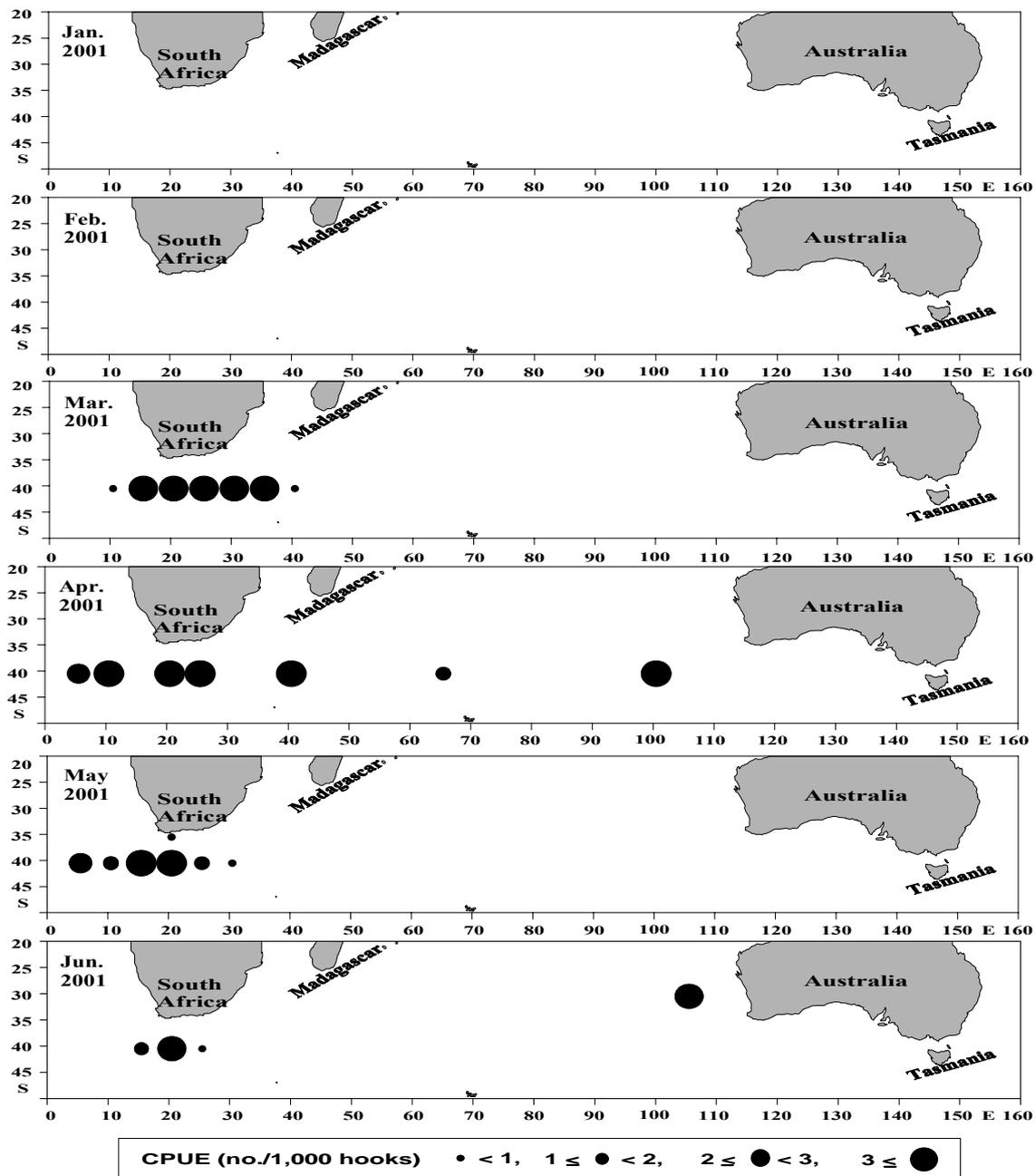


図3：2001年の韓国マグロはえ縄船の操業水域及びCPUE分布（尾数/1,000本）

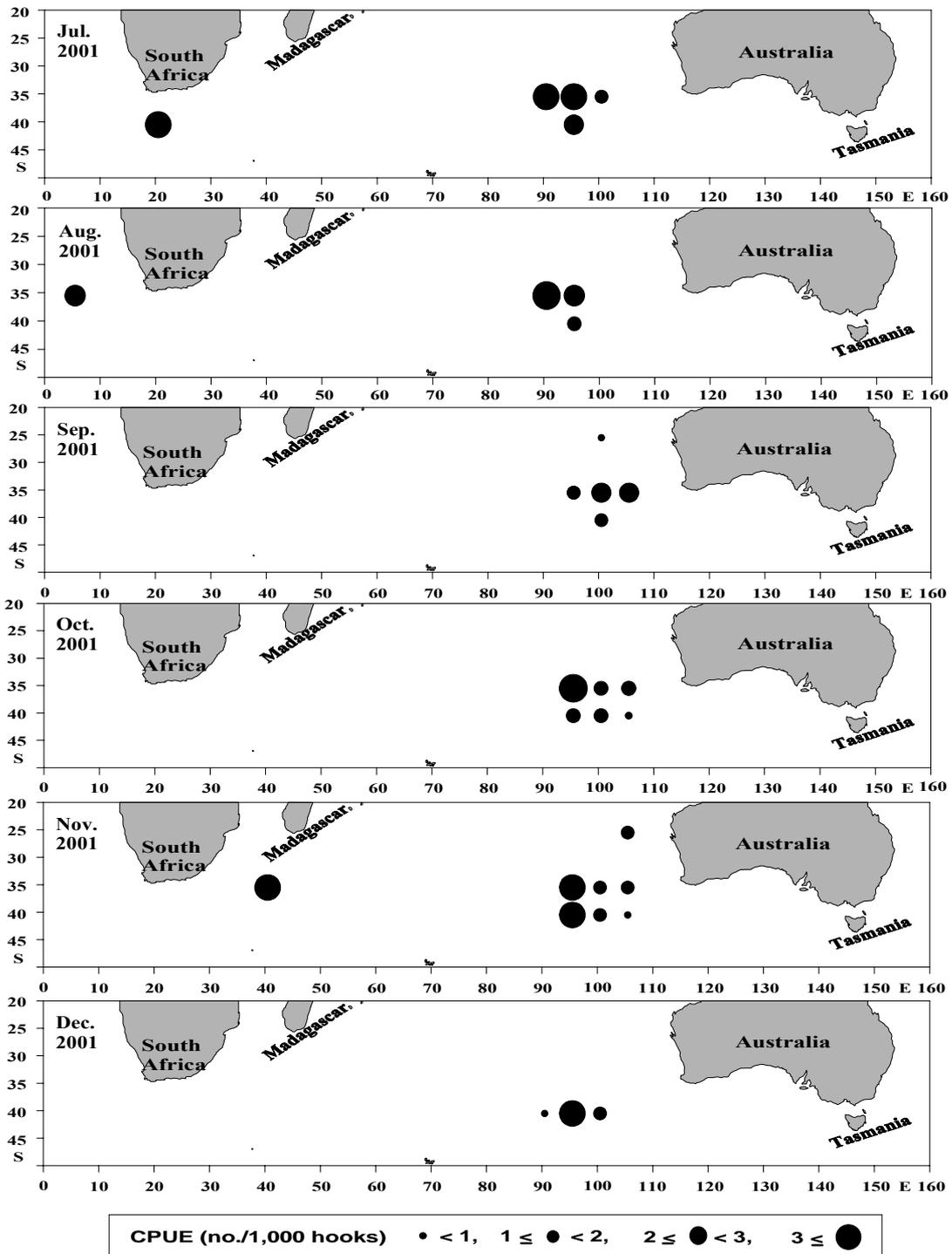


図 3 : 2001 年の韓国マグロはえ縄船の操業水域及び CPUE 分布 (尾数/1,000 本) 、続き



## 第7回科学委員会会合報告書

2002年9月9-11日  
オーストラリア、キャンベラ

## インドネシアのみなみまぐろ漁獲監視計画レビューに関する付託事項

資源評価及び TAC の勧告に用いるインドネシアのみなみまぐろ漁業に関する信頼できる包括的な情報を得るため、CCSBT は、インドネシアのみなみまぐろ漁獲量を推定するのに用いる適切な漁業監視体制及び手法をレビューすることを要請している。

また、CCSBT は、インドネシア漁業によるみなみまぐろ漁獲をより良く把握するためのデータを提供する適切な漁業監視計画の概観及び構成に関する指針を求めている。

### 現存の漁獲監視システムのレビュー

レビューは以下のとおり。

- 推定されたインドネシアによるみなみまぐろの総漁獲量に関して、データを提示するのに現在用いられているシステム及び手法を評価する。
- 適当であれば、既存のインドネシアのみなみまぐろ漁獲量監視システム及び手法を改善する勧告を提示する。
- 必要であれば、IOTC と CCSBT 計画の間の一貫性を最大化するために、CCSBT 及び IOTC の監視計画を調整するための手法に関する勧告を行う。
- インドネシアからのみなみまぐろの輸出に関する利用可能なデータをレビューし、インドネシア輸出データ及び TIS によって証明された輸出量の間での相違に関する可能性のある原因に関してコメントする。
- 提案された改善又は追加的監視活動に掛かる費用見積もりを提示する。

### レビューパネル

レビューパネルには、以下の人物が含まれるべきである。

- 現在のインドネシア漁獲監視計画の参加者（CSIRO, RIMF 及び DGCF の関係者）。
- CCSBT 拡大委員会メンバーの代表者
- IOTC 事務局の代表者
- CCSBT 諮問パネルのメンバー



## CPUE モデル作成ワークショップ報告書

2002年3月5日  
日本、東京



## 第 1 回管理手続きワークショップ報告書

2002 年 3 月 3-4 及び 6-8 日  
日本、東京



## 直接年齢査定ワークショップ報告書

2002年6月11-14日  
オーストラリア、ビクトリア

## CCSBT 事務局のデータの安全性に関する方針

事務局は、みなみまぐろ・データの提供者に、秘密データを事務局に提供するにあたり十分な信頼性を与えるような安全性及び秘密性に関する方針の運用に努める。

事務局は、以下のデータの安全性に関する方針に準拠する。

## (a) 電子データ

- \*事務局のコンピュータ・システムへのアクセスは、有効なユーザー（第一に事務局職員<sup>1</sup>）に制限される。コンピュータ・システムのユーザーは、彼等が事務局のために行っている作業に対して適切なアクセス・レベルのみを提供される。データベース管理者は、各人に割り当てられているアクセス・レベルを制限する。
- \*事務局のコンピュータへのアクセスは、有効なユーザーネームとパスワードによるログオンを必要とする。ユーザー・パスワードは、60日ごとに変更される。
- \*事務局のコンピュータは、パスワード・プロテクションと共にスクリーン・セーバーを有する。スクリーン・セーバーの「待ち」時間は10分以内である。
- \*事務局のデータベースへのアクセスは、ユーザーネームとパスワードを必要とする。データベースへの直接のアクセスはインターネットを通じては利用できない。
- \*データベースに保存されていないいづれの秘密データ（例えば、データベースに組み入れる前に事務局が受理したデータファイル）もパスワードで保護されたファイルか、又はアクセスのためにパスワードを必要とするハードディスクの暗号化されたセクションに保存される。
- \*電子的手段（例えば、電子メール、ディスク、CD、FTP）による秘密データの送信はいつもパスワードで保護されたファイル（たとえば、パスワードで保護されたエクセル及びZIP ファイル）、又は電子メール暗号化システムかのどちらかを用いる。
- \*CCSBT データ（例えば、テープ及びディスク）のバックアップは、パスワードで保護するか、又は外部の安全な環境に保存する。

上記の規則は、事務局のコンピュータの一つが盗難にあった場合でも、CCSBT データの秘密性を守ることを目的としている。盗んだ者は、データが保存されている領域には、正しいパスワードなくしてはデータ・アクセスできない。加えて、パスワードの保護を持つスクリーン・セーバーの利用は、ログオン中に事務局職員が一時的に不在の場合、許可を得ていない人物が「忍び込み」、データを見ることを許容しないことを確保する。

## (b) 物理的データ

- \*事務局の事務所は、無人の時には施錠され、建物が閉鎖された時には、電子セキュリティ・システムで監視が行われる（例えば、夜間。）。
- \*秘密性のある物理的データ（たとえば、文書の記録）は、事務局の室内か、事務局職員により保管される。
- \*秘密性が高いと考えられる物理的データは、ファイル整理キャビネット及び収納棚に保管される。ファイル・キャビネット及び収納棚は事務所が無人のとき施錠される。
- \*事務局に提示された電子データの物質的媒体（例えば CD）は、破棄されるか、又はデータ

<sup>1</sup>事務局職員以外の者がコンピュータ・システムへのアクセスを必要とする場合、それらの者は、一般的な規則として、システム上の秘密データへのアクセスをもたない。そのような人々のデータへのアクセスは、データの公表と同じに扱われる。従って、そのようなアクセスは、秘密性に関する方針の規制の対象となる。

の提供者に返却される。

### CCSBT 中央データ・ベースの秘密性の方針

これは、CCSBT 中央データベースからデータを公表するための方針である。この方針は、拡大委員会メンバー及びその他の当事国によってデータベースに提供されるべきデータになんら影響を及ぼさない。

この方針における「データ」という語の使用は、生データ及び集積データの双方に適用される。

CCSBT のデータベースのために提供されたデータは、秘密性を維持しつつ取り扱い、拡大委員会メンバーがケース・バイ・ケースで特定データの公表を承認した場合を除いて、事務局によって公表されない。

SAG/SC 会合における全会一致及び拡大委員会によるその後の承認は、資源評価及び管理手続きのための通常のデータ交換の目的のために、拡大委員会メンバーに特定のデータを公表することに対して、十分な承認があると言える。この承認は、拡大委員会がデータ秘密性の方針を改訂するまで適用される。その他のデータの公表には、拡大委員会メンバーが指名した連絡担当の間での連絡調整（電子メールを含む）によるケース・バイ・ケースの承認を必要とする。

特定データの公表に承認を与えるに当たり、拡大委員会メンバーは、特定データの事務局による将来の公表について、それらの再承認を必要としないことを明示することができる。これらの状況において、また拡大委員会メンバーは、事務局がケース・バイ・ケースの再承認なしにデータを公表できる人々のグループ（たとえば、一般人、CCSBT 加盟国）を特定しなければならない。事務局は、ケース・バイ・ケースの再承認なしに公表が承認されるデータセット（及び関連の人々のグループ）のリストを保持する。そのリストは拡大委員会メンバーに提供され、拡大委員会メンバーは、自国が与えた承認を修正する権利を持つ。



## 第4回生態学的関連種作業部会会合報告書

2001年11月26-28日  
日本、東京

CCSBT 2003年作業計画

この作業計画には、TIS及び標識再捕データの加工、又は標識放流計画の振興等の事務局の現在進行中の通常業務は含まれていない。

		科学調査計画							
データベースに関する活動		漁獲量の評価	CPUEのモデル作成	オブザーバープログラム	標識放流計画	年齢査定	インドネシア漁獲視	管理手続き	生態学的関連種
2002	未解決の項目に関する 閉会期間中の討議	SC7の勧告に 基づき、加盟国 がデータ収集シ ステムの改善を 開始する	加盟国 科学者により 開発を継続する	閉会期間中 にスタンダード 作成	表層標識放流 計画の準備、 RTMPデータの移動、 データベースの強化	マニュアルの 完成； 加盟国に 耳石収集の 確立； 中央保管場所 の設置； 耳石収集の デザインの提案	閉会会合期間中 の作業及び 情報交換	改訂された オペレーティング・ モデルソフト の回章	海鳥及びサメの パンフレットの 完成
11月	加盟国による 過去のデータの提供								
12月	↓								
2003	過去のデータの 保存及び チェックのため 加盟国への 提供				↓ 標識の 取り付け			↓ 加盟国による 実施テスト	
1月	↓								
2月	↓								
3月	↓								
4月	↓ 加盟国による 2002年最新情報の 提供及びデータの交換				↓ 閉会期間中での 進捗報告書		↓ ワーキング グループの検討	↓ MPワークショップ の検討	↓ 加盟国による 継続的作業
5月									
6月		↓ 事務局による 進捗状況 レビュー							
7月		↓							
8月		↓							
9月	↓ SCレビュー	↓ SCでの検討		↓ SCによる採択	↓ SCレビュー	↓ SCでの検討	↓ SCの評価	↓ SCレビュー	
10月	↓ CCSBTの 承認	↓ CCSBTの 検討		↓ CCSBTの 承認	↓ CCSBTの 承認	↓ CCSBTの 承認	↓ CCSBTの 承認	↓ CCSBTの 検討	↓ CCSBTの 検討

**2003 年の会合日程**  
(漁業指標の最新化の場合)

2002 年 10 月

会合	日程
第 2 回管理戦略 WS (6 日間) インドネシア漁獲量監視 WS (2 日間)	2003 年 4 月 7-15 日 ニュージーランド、クイーンズタウン  (8 日間)
資源評価計画会議 (開催が必要とされた場合)	2003 年 6 月下旬 オーストラリア、キャンベラ  (2 日間)
第 5 回生態学的関連種 WG	(日程は後日決定) ニュージーランド  (3-4 日間)
第 4 回資源評価グループ会合 (第 8 回科学委員会との同時に開催) ・資源指標のレビュー ・管理手続き問題	2003 年 8 月 ニュージーランド  (5 日間)
第 8 回科学委員会	2003 年 9 月 ニュージーランド  (4 日間)
第 10 回委員会年次会合	2003 年 10 月中旬 ニュージーランド、ウェリントン  (4 日間)

**2003年の会合日程**  
(完全な資源評価の場合)

2002年10月

会合	日程
第2回管理戦略WS(6日間) インドネシア漁獲量監視WS(2日間)	2003年4月7-15日 ニュージーランド、クイーンズタウン  (8日間)
資源評価計画会議	2003年6月下旬 オーストラリア、キャンベラ  (2日間)
第5回生態学的関連種WG	(日程は後日決定) ニュージーランド  (3-4日間)
第4回資源評価グループ会合 ・完全な資源評価 (第8回科学委員会との同時開催)	2003年10月中旬 ニュージーランド  (5日間)
第8回科学委員会	2003年10月中旬 ニュージーランド  (4日間)
第10回委員会年次会合	2003年12月 ニュージーランド、ウェリントン  (4日間)

## オーストラリアクロージングステートメント – CCSBT 9

議長、根気強くご指導いただきありがとうございます。通訳各位にもご理解とご協力をいただいたことに対し、また事務局の支援に対してもお礼を申し上げたい。

我々は、この交渉が再度行き詰まっているように感じざるを得ない。これはいつものとおり、日本が既存の漁獲量を上回る漁獲を要求しているからである。

社会とその組織には規則があって、それはそのメンバーによって遵守されなければならない。これは国際漁業委員会においても相違はない。

この委員会は、意見の一致に基づき構成されており、単独行動の余地はない。

ここに、日本の漁業に関する、二つの興味深い記事がある。一つめの記事は、ここにおられる数人の方々には、昨日すでに紹介した。

私が昨日申し上げたとおり、日本の漁業界は、中国が漁獲能力を増やすことに対し、支援を行う事に合意し、私が聞いたところによると、メバチマグロ 3 万トンの漁獲能力をめざすということである。この魚は、インド洋では、現在、最大維持持続生産量を超える、6 万トンの漁獲が行われていることを述べておきたい（別紙 A）。

もう一つの記事には、日本の水産庁の言葉が引用されており、「日本は、責任あるマグロの漁業国としてのイメージを築き、今後、この貴重で、壊れやすく、回遊性の高い資源を将来にわたって維持することを確実にするため、その保護手段を講じる事に最善を尽くさなければならない。」と述べたとされている(ワールドフィッシング 2002年9月) (別紙 B)。このイメージを現実のものにする責任がある。

今週の、日本のダイオキシンや魚の安全性、品質に関するコメントを聞いて、私は、国際貿易に関して、並びに各国が支持しなければならない様々な文書化された義務があると申し上げた。オーストラリアはこれらの義務を果たすと共に、他の国々にも同様の行動を期待している。

我々は、この委員会が、委員会のもつ可能性を、最大限に機能させることを希望している。

オーストラリアの立場は明確である。各国は、法に基づいた責任ある漁獲を行わなければならない。各国は、現在同意されている国別割当量レベルに沿って、漁獲を規制すべきである。オーストラリアは、そうする事に同意し、全ての責任ある加盟各国にも、現在同意されている国別割当量レベルに沿って、漁獲を規制するよう訴えている。オーストラリアは、いかなる国でも、いかなる時でも、そのレベルを上回る漁獲については、超過漁獲とみなし、その超過分は返還されるべきであると考えている。これは科学委員会からの明確な勧告によるものである。2001年、2002年に超過漁獲を行った各国は、この超過分を2002—2003年以内に返還すべきである。前述したとおり、余剰な漁獲などということはありません。オーストラリアは、責任ある加盟各国と協同で、漁業の回復の助けになるよう、非加盟国による漁獲を更に減少させるため最善を尽くす。

2001年に、オーストラリアと日本は、我々が感じたところによると、711トンという協定に合意することによって、紛争を終結させるよう、誠実に協議を行った。

更に、加盟各国は、CCSBTの作業を進展させるために、外部科学者と議長からなる、卓越したグループをCCSBTに設置することに同意した。

管理者として我々は、今週、みなまぐろ資源の状態及びそれについて我々がどうするべきかということに関して、最善でかつ公平な指導を受けた。

我々は、2004年の資源評価手順に同意し、この漁業を最善の形で前進させていくことを決定した。

余分な魚はいない。この漁業は、最大置換生産量の漁獲が行われており、改善されるチャンスは五分五分でしかない。

この委員会は、資源の保存と利用を目的とし、保存の目標は産卵資源バイオマスを2020年までに、1980年レベルにまで回復することである。これは、その目標を変更する同意が得られない限りは有効である。

第1回年次会合で、この漁業における、今後の漁獲の増加割り当てについては、明確な取決めを行った。これらの取決めが唯一適当なものである。これらは明確であり、尊重されなければならない。

この委員会は、条約により、また数年に渡る会合の数々を経て確立された規則と取決めにより、全加盟国によって尊重されなければならない。

オーストラリアは、曖昧で不明確なテキストに対し、妥協はしない。我々は、取決めは、全加盟国によって明確に理解されて然るべきであると考えている。

透明性のある委員会でなければならず、曖昧な表現や不当な論争、不信感に固執し続けるようであってはならない。

台湾と韓国の貢献に対して、感謝の意を表したい。

南アフリカに対しては、現段階で、貴国に対して支援することができず、お詫び申上げたい。しかしながら、今後も引き続き委員会への参加を期待する。

我々は、再度、無意味なままこの会合を終える。我々にできることは、いつか加盟各国が、共通の観点から物事を見て、一緒に前進していけることをただ希望するのみである。

(別紙A)

## 日中まぐろ会談の開催

日本（2002年8月29日付け）－8月21日、日本と中国は、北京でプライベートレベルのまぐろ会談を開催し、2002年12月に設立された責任あるまぐろ漁業推進機構（OPRT）への中国の加盟努力などについて協議した。

日本代表団団長で、OPRTの主要後援者の日本鯉鮪漁業協同組合連合会会長である上田氏は、8月1日に東京で開催された遠洋まぐろ延縄漁業協同組合の会合において採用された決議案の提唱者である。その会合で、同協同組合の会員は、日本政府に対し、OPRTによって作成される国際的なまぐろ規制を遵守する全漁船リスト、「ホワイトリスト」に記載されていない漁船の漁獲によるまぐろの輸入を禁止するよう要請した。

日本は、中国の漁業業界にこの決議案を尊重し、理解した上で、OPRTに加盟することを強く要請しており、上田氏によると、中国はホワイトリストを容認することをいとわないとしており、中国のOPRT加盟は今年、現実のものになるかもしれないと述べた。

中国は、日本の漁船が中国の漁業者の育成を助成するよう要請し、日本はこれを了承し、中国のまぐろ業界、またまぐろ市場の発展を助成することに合意した。これは、便宜置籍船による漁獲を含まないホワイトリストによる漁獲のみで、年間3万トンのまぐろの消費を目標としている。さらに日本は、中国がそのまぐろを日本で販売することに対しても助成を行うことで合意している。

合弁の可能性についても上田氏は示唆した。日本の船主は合弁に興味を示しているが、水産庁はOPRTの船籍のみの利用など、なんらかの指針がなければならぬと述べている。

フードマーケットエクスチェンジ・コム E-ニュース

2002年8月23日

## まぐろ漁業の新しい規制

日本の今年の大西洋まぐろ漁獲シーズンが到来する8月1日、水産庁は2003年7月までの遠洋及びかつお漁業の漁獲について、いくつかの新しい規制を発表した。

その主たる変更の一つは、漁獲制限に影響を及ぼす。クロマグロ300トン、太平洋クロマグロ2,700トン、メバチマグロ32,539トン、メカジキ2,964トン、ニシマカジキ37トン、ニシクロカジキ840トンと定められている。

水産庁は、全ての北方産メカジキは、その生死に関わらず正確な記録を残した上で、海中に戻さなければならないと規定した。このデータは、評価に利用されるため水産庁に提出されなければならない。積み替え作業システムにも変更があった。今シーズンはクロマグロ、メバチマグロ、キハダマグロ、メカジキ、ニシマカジキ、ニシクロカジキの積み替えを希望する船籍は、10日前に水産庁に申し出なければならない。クロマグロの重量証明書にも変更があり、今シーズンは、運搬船を利用しないはえ縄漁獲によるものを含む、太平洋で漁獲された全てのクロマグロについて、水揚げ後10日以内に、重量証明書が提出されなければならない。

昨シーズンは運搬船を利用して上陸した場合のみ、重量証明書の提出が行われていた。水産庁は漁業者に対し、これらの規制に対するいかなる違反行為も、厳罰にすることを明示し、強く警告を呼びかけた。

日本は、責任あるまぐろ漁業国としてのイメージを築き、今後、この貴重で、壊れやすく、回遊性の高い資源の将来にわたる維持を確実なものにするため、最善を尽くさなければならない。

4 ページ

ワールドフィッシング、2002年9月

クロージングステートメント  
2002年10月15-18日、キャンベラにて  
台 湾

台湾代表団を代表して、素晴らしい議長の采配と、事務局の業務遂行に対し、感謝の意と、賛辞を送りたい。また、このような格調高い会場を提供し、その他諸々の準備を行った、オーストラリア政府に対しても感謝の意を述べたい。

拡大委員会の新しいメンバーとして、我々は今会合の有益な成果を認識する。議題に取り上げられた特定の問題については意見の相違は見られるものの、多くの前向きなコメント、意見そして提案が各国から寄せられた。

特に、我々は、効率的な会議進行を観察する機会を通じて、他の加盟各国と同様にミナミマグロの保存と最適利用に、より一層の貢献ができる強い希望を持った。とりわけ、今会合で得られた様々な経験が、CCSBTにおける法的権利と義務に関して、我々のより建設的な役割作りへとつながる。

再度、感謝の意を表するとともに、今後 CCSBT の目標が達成されるよう、加盟各国のより一層の協力と努力を期待する。

ありがとうございました。

## 日本のCCSBT拡大委員会—クロージングステートメント

2002年のCCSBT拡大委員会の閉会に当たり、以下のような声明を発表したい。

今会合は、漁業団体台湾の加盟により、拡大委員会として初めて開催された。しかしながら、日本が議論の中で建設的な提案をしたにもかかわらず、TAC、並びに国別割当が合意に至らなかったことを残念に思う。日本は、科学委員会の勧告を尊重し、ミナミマグロの保存及び最適利用を確保するという、CCSBT条約の目的に従い、2003年漁期において、現行の漁獲水準に規制するよう、最大限の努力を行う。同時に、日本は今会合で決められたインドネシアの漁獲に関して取られた措置や、またこれまでに見られた非加盟国の問題に対する成果から生じた余剰分を2002年、2003年の漁期において、加盟各国の漁獲配分に公平に反映する必要性を感じている。2001年漁期の任意の漁獲制限によって生じた、計画外過剰漁獲については、日本はその過剰分について、次年漁期で漁獲を減少する措置をとる。

オーストラリアが言及した、日本漁業界による中国での取り組みについては、日本の業界が、中国の国内マグロ市場を中国国内で発展させる支援を行っているものであり、漁業の過程に対するものではないので、オーストラリアの誤った情報に基づく、日本に対する間違った非難は容認できない。日本は世界のマグロ資源の適切な管理を確保するため、大規模まぐろはえ縄船団を20%削減し、またIUU漁船の根絶にも努力をするなどして、それに必要な一連の行動を起こしている。このことから、日本のこの努力に対する、オーストラリアの非難について、強く抗議する。

日本は、科学的調査の促進を通じて、また管理手続きを開発することによって、CCSBTの機能が改善されるよう、引き続き最善を尽くす準備がある。昨年は、韓国が条約に加盟し、今年は漁業団体台湾が拡大委員会の加盟国となった。日本は加盟各国間の協力により、CCSBTの効果的な活動が確保されるよう、新しい管理体制を設立することを繰り返し希望する。

最後に、議長の素晴らしい采配に対し、また事務局職員、通訳各位のご努力に感謝の意を表したい。

ありがとうございました。

## ニュージーランドークロージングステートメント

我々は、TAC 及び国別割当について、合意がないことが、我々が管理をすることで合意した資源を、危険な状態にさらすことになることを懸念する。これは、UNCLOS に基づく我々の義務、更にはこの条約の下で受け入れ我々の責任に反するものである。

我々は、TAC 及び国別割当の合意はなされていないものの、拡大委員会の加盟各国が科学委員会によって提出された勧告を継続的に実行し、現行の合意水準での漁獲が維持されることを切に願う。

我々は、TAC の増加が合意された場合、委員会が、CCSBT 第 1 回年次会合で、配分式について合意していることを代表各位に留意してもらいたい。この配分式によると、ニュージーランドは、まず 450 トンの漁獲に移行する。第 2 段階としては、ニュージーランドの漁獲割当は 1,000 トンに移行し、オーストラリアは日本と同等に移行する。

今次会議の開催中に、我々は、TAC 及び国別割当の合意に向けて、若干の成果があったものの、残念ながら、成功には至らなかった。我々は、次回会合の議長国として、次回会合を成功裡に収められるよう、その準備を行う。

## クロージングステートメント

### 韓 国

韓国は第9回 CCSBT 年次会合をホストしたオーストラリア政府に、再度、感謝の意を表したい。また、議長と事務局員各位にも、その忍耐強い支援について感謝したい。

韓国は、加盟国間には数々の対立があるように感じる。従って、我々は、CCSBT の加盟各国が、ミナマグロの保存に対する協力を継続的に行えるよう、現行の理論的枠組とは全く違った刷新的なアプローチを行う必要があると考える。

韓国は、初めて正式加盟国として、今委員会会合出席に当たり、今会合の結果如何に関わらず、著名な代表者各位と同席できたことをうれしく思う。韓国は、特に、南アフリカの今会合出席に対して、感謝の意を表したい。ニュージーランドでの再会を期待する。

ありがとうございました。